

家財整理・遺品整理を取り巻く 社会情勢と居住支援事業



一般社団法人

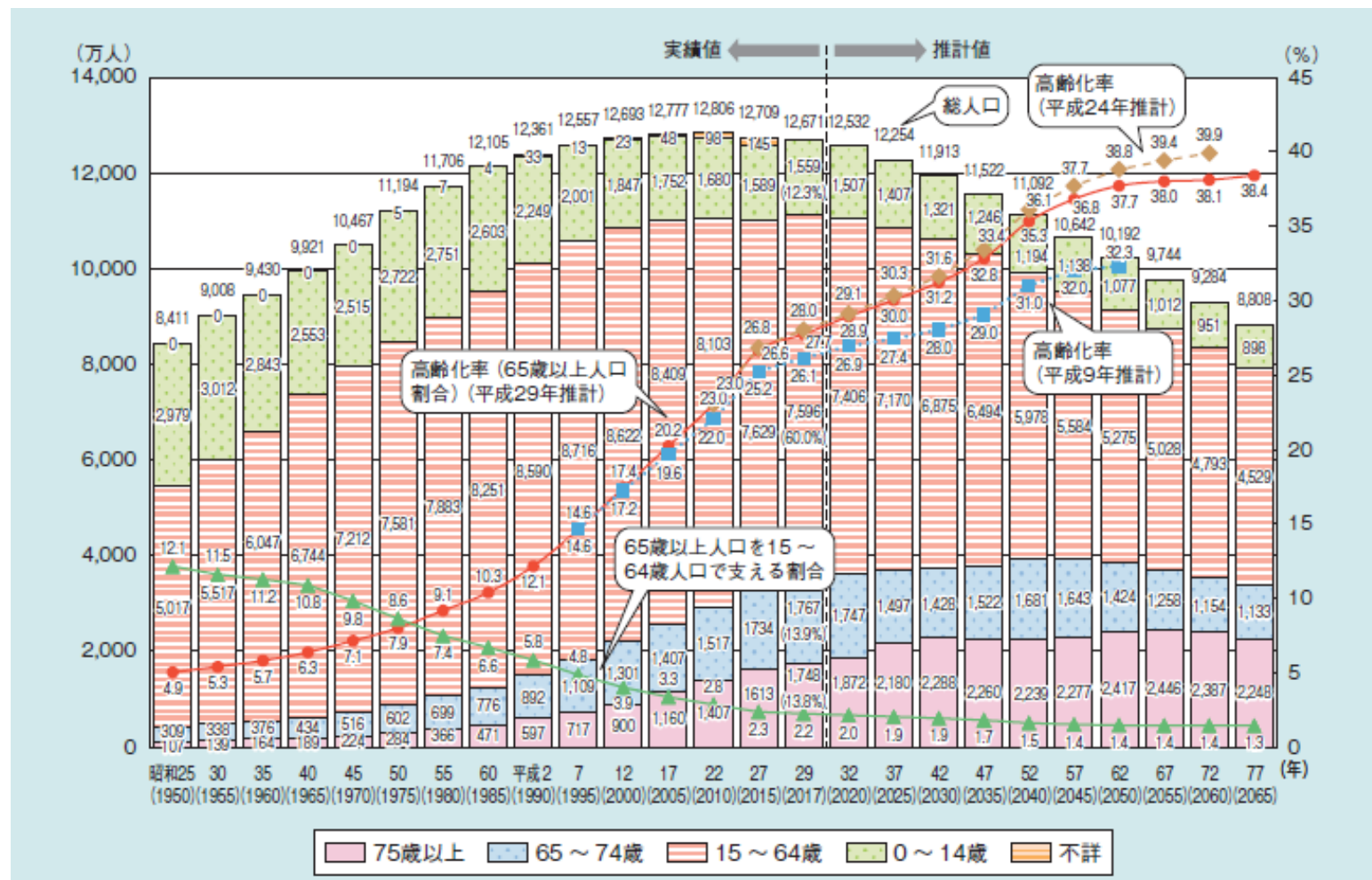
家財整理相談窓口

生前整理・遺品整理・空家整理

専務理事 藤田 潔

人口減少社会（高齢化の進展）

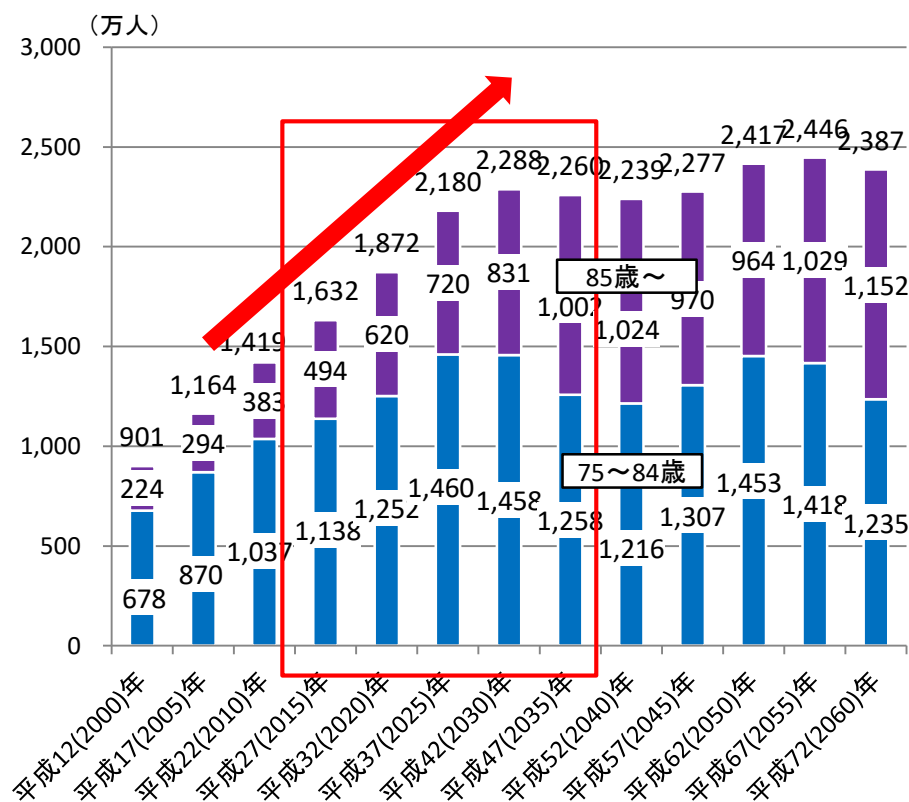
総人口（2017年10月）：1億2,671万人 ⇒ 2053年には9,924万人
 65歳以上人口（2017年10月）：3,515万人（27.7%）⇒2025年に3,677万人
 75歳以上人口（後掲）



75歳以上の人口の推移

75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間で、急速に増加。



2017年10月

75歳以上人口：1,748万人

2054年まで増加傾向が続く

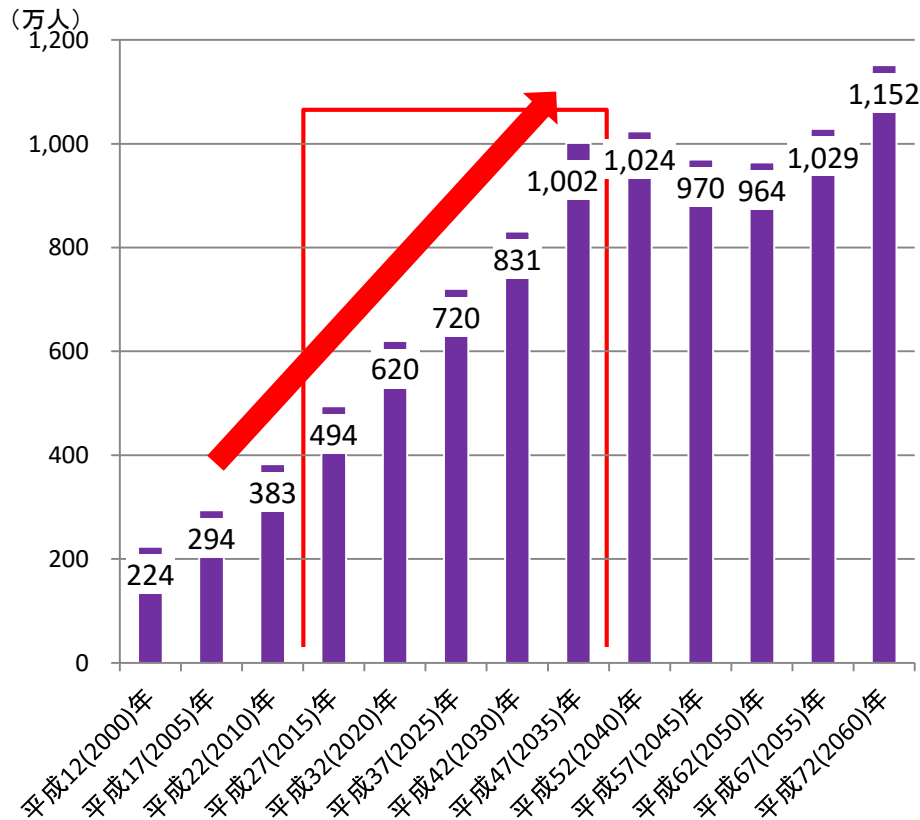
2030年には2,288万人

75~84歳は2025年頃をピーク
に増加しないが、その後、85歳
以上人口が増加していく

85歳以上の人口の推移

85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。



80歳以上人口

2015年：494万人



2030年：831万人

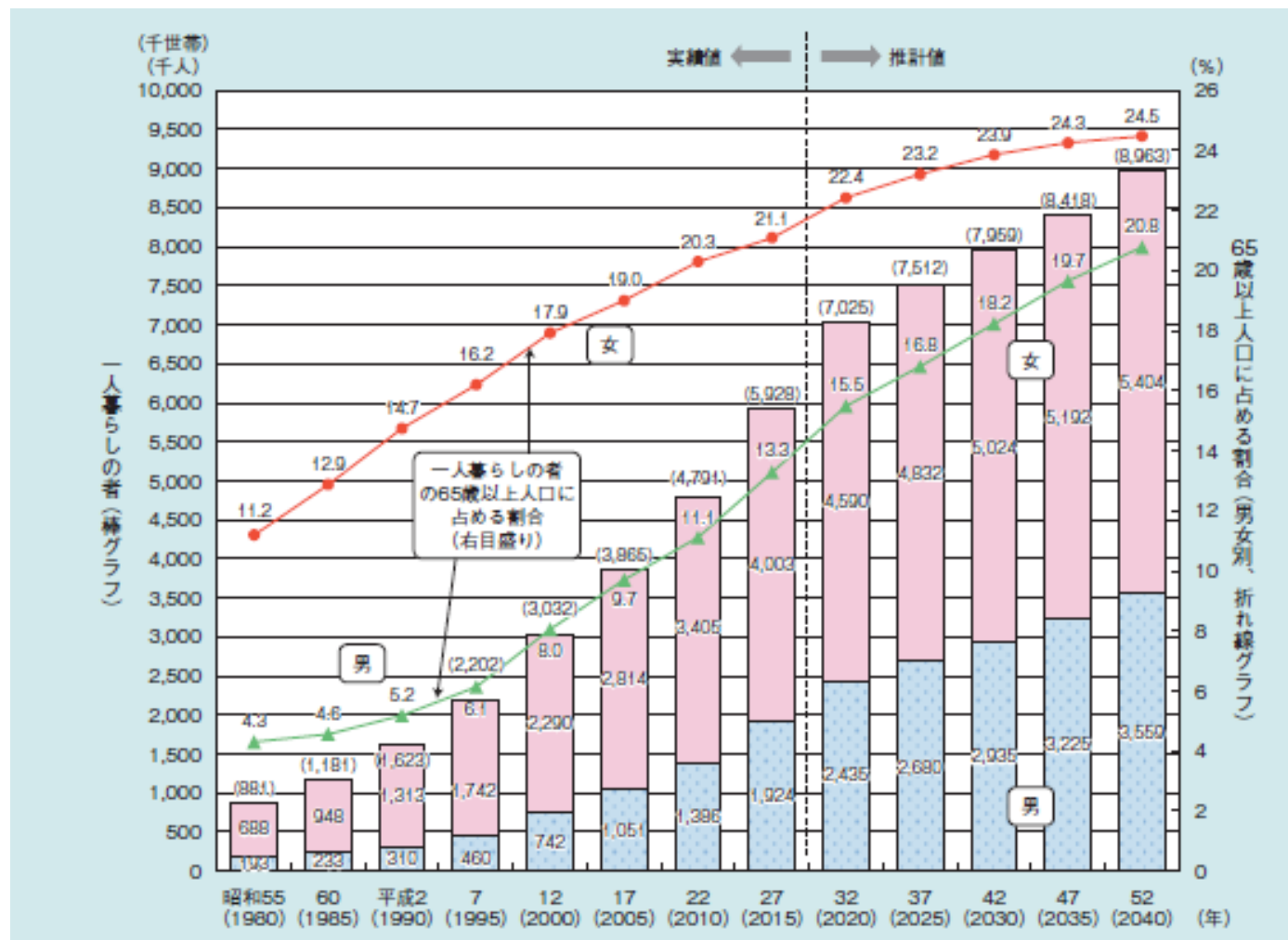
15年間で約1.7倍

単身高齢者の増加

65歳以上単身高齢者

2015年：590万人 ⇒ 2030年：796万人

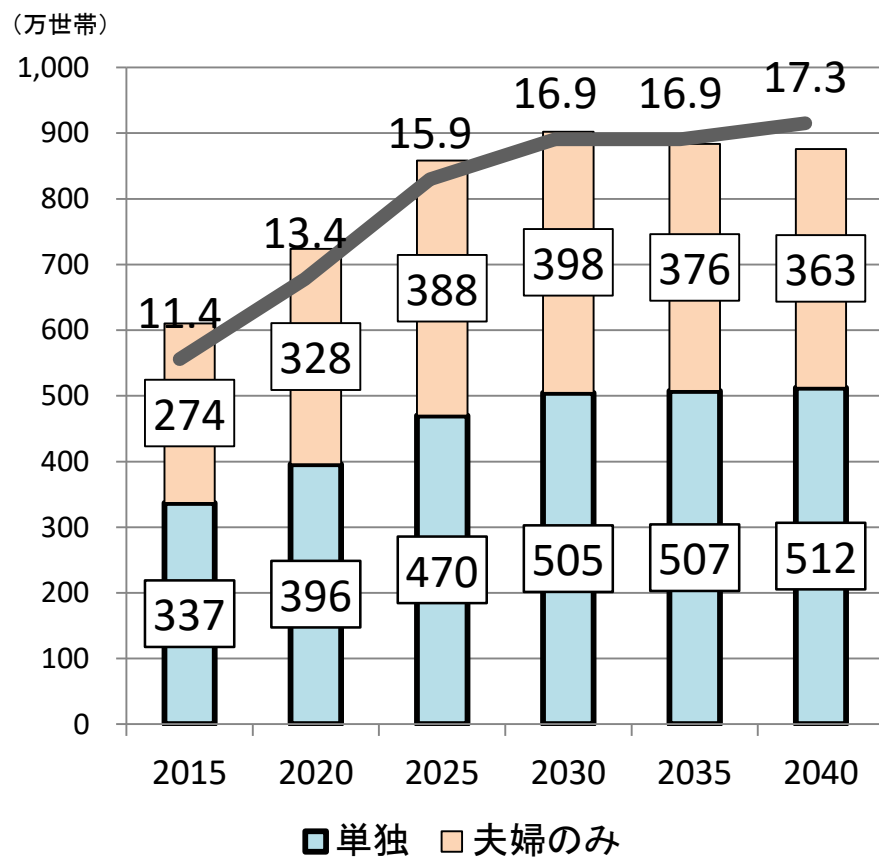
15年間で約1.3倍



75歳以上単身高齢者の増加

世帯主が75歳以上の単独・夫婦のみ世帯の増加

○世帯主が75歳以上の単独・夫婦のみの世帯数は、2030年に向けて増加。一般世帯に占める割合も17%程度まで上昇



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)
(平成30(2018))年1月推計」より作成

75歳以上単独高齢者

2015年 : 337万人

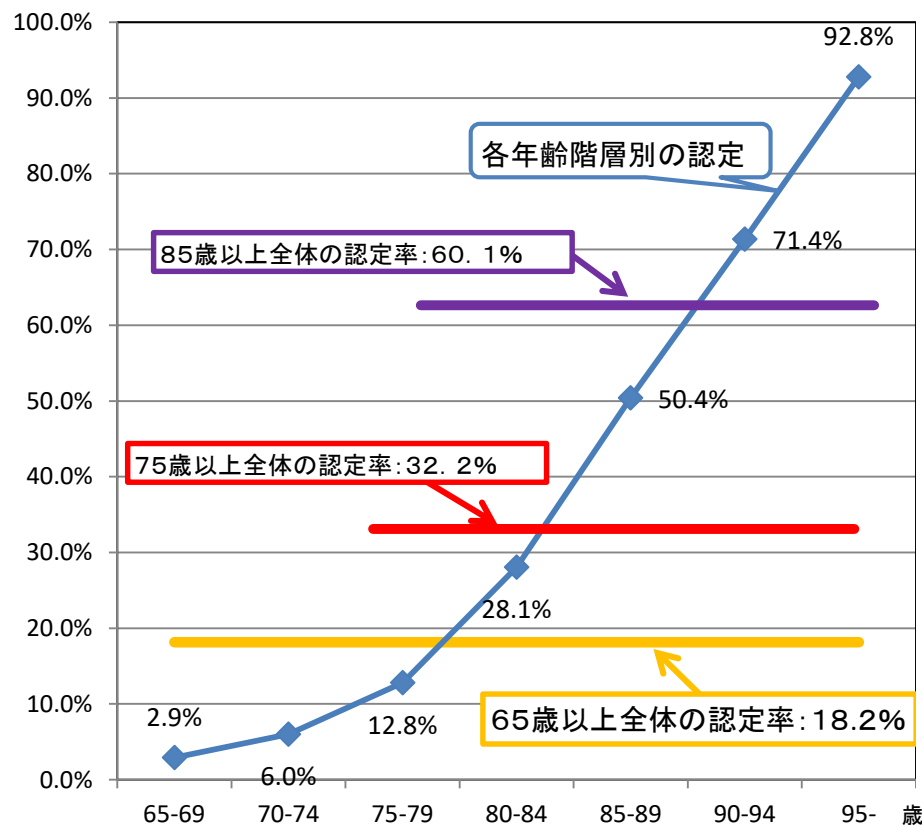


2030年 : 505万人

20年間で約1.5倍

要介護高齢者の増加

年齢階級別の要介護認定率の推移



出典: 総務省統計局人口推計及び介護給付費等実態調査(平成29年10月審査分)

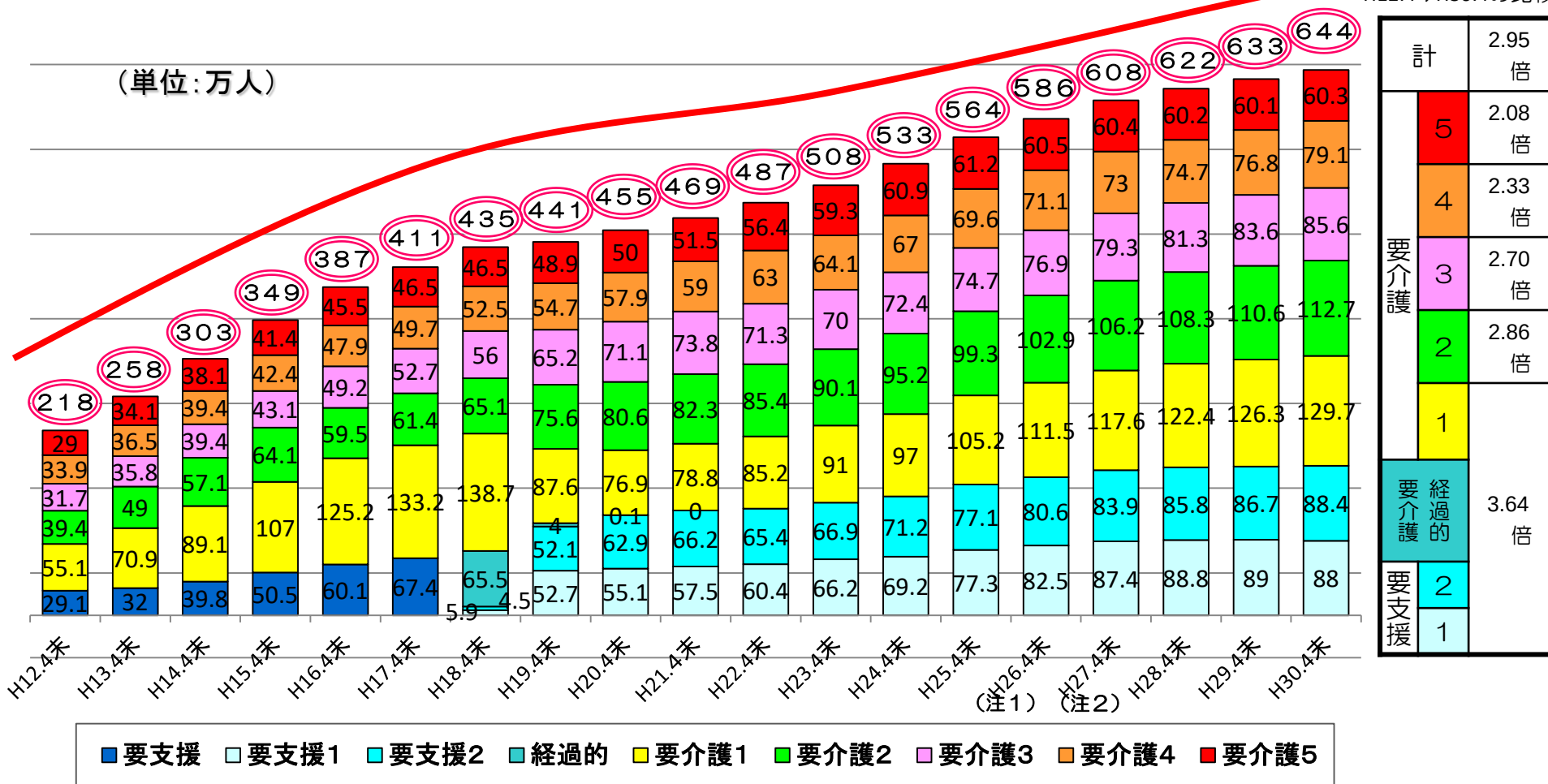
65～69歳	:	2.9%
70～74歳	:	6.0%
75～79歳	:	12.8%
80～84歳	:	28.1%
85～89歳	:	50.4%
90～94歳	:	71.4%
95歳～	:	92.8%

75歳以上になると認定率UP

要介護認定者の推移

要介護(要支援)の認定者数は、平成30年4月現在644万人で、この18年間で約3.0倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。

H12.4→H30.4の比較



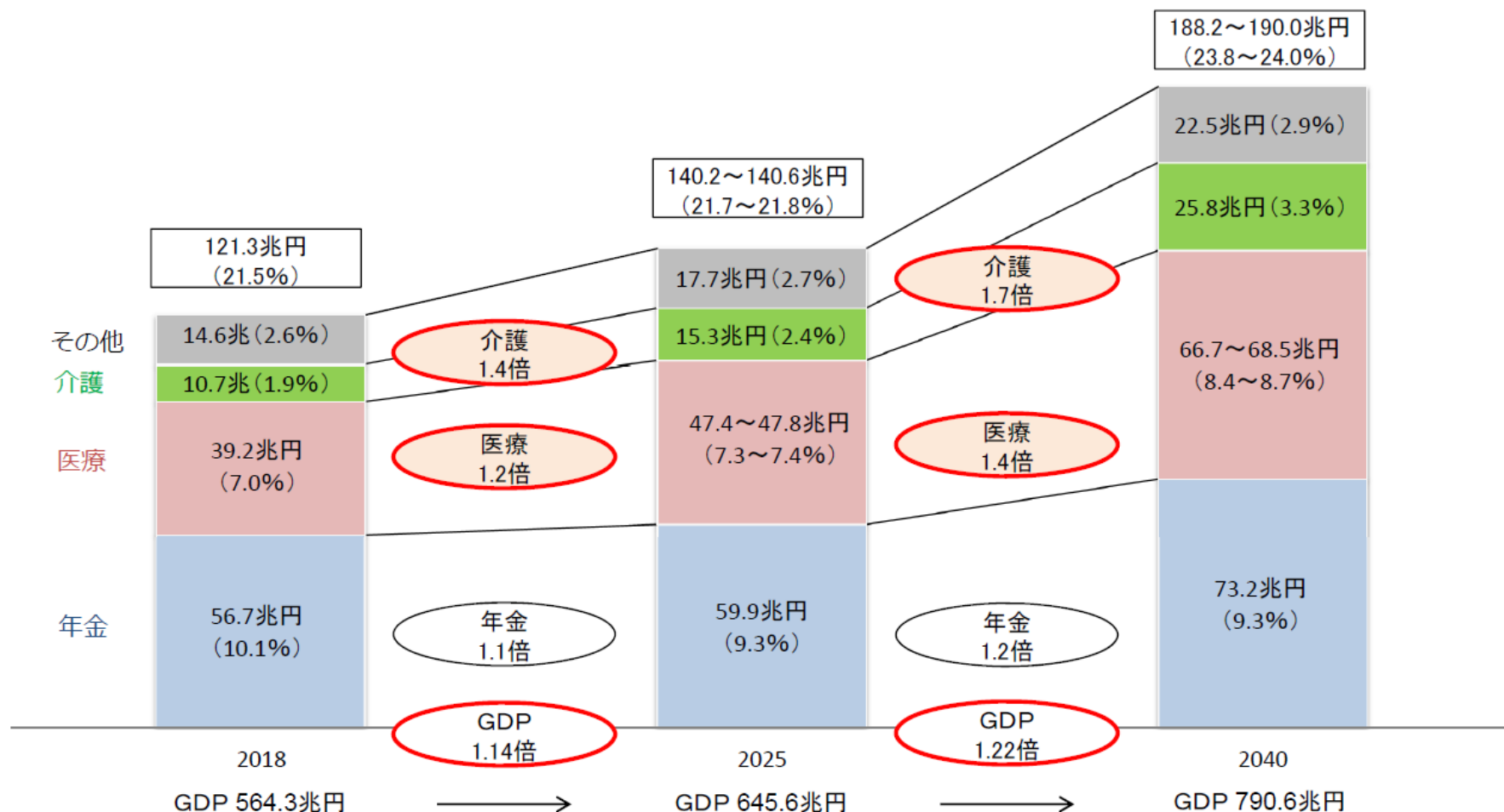
注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

注2) 楡葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

(出典: 介護保険事業状況報告)

(5) 将来の社会保障費の見通し

- 75歳以上になると他の世代に比べ、1人当たり医療費や要支援・要介護認定率は大幅に上昇。2025年、2040年にかけて、医療・介護費用は大きく増加していくことになる。この期間、20～64歳の現役世代が大幅に減少することにも留意が必要。



(出典)内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(計画ベース・経済ベースラインケース)(2018年5月公表)

Ⅱ. これからの不動産業ビジョン

※主として第3章で記述

【本ビジョン全体を通じた基本コンセプト】

■ 人口減少・少子高齢化など社会経済情勢が急速に変化する状況下においては、次の2点が重要。

- ① **時代の要請や地域のニーズを踏まえた不動産を形成し、**
- ② それら不動産の活用を通じて、個人・企業・社会にとっての**価値創造の最大化(=『不動産最適活用』)**を図ること

■ これからの不動産業は、**『不動産最適活用』の実現をサポートしていく**ことが必要。

1. 不動産業の将来像：不動産業が目指すべき将来像として、次の3点を設定。

豊かな住生活を支える産業

快適な居住環境の創造、円滑な住替え等

我が国の持続的成長を支える産業

オフィス、物流施設、ホテル等の供給等

人々の交流の「場」を支える産業

憩いの「場」、イノベーションの「場」等

2. 官民共通の目標：上記将来像を実現する上での官民共通の目標として、次の7点を設定。

「ストック型社会」の実現

- ・既存住宅市場の活性化、空き家等の最大限の活用に加え、不動産の「たたみ方」にも配慮を
- ・新規供給は、後世に承継できる良質なものを

安全・安心な不動産取引の実現

- ・安全・安心な不動産取引こそすべての基礎
- ・宅建業法など制度の適正な運用徹底を
- ・高齢化、グローバル化等に対応した紛争防止を

多様なライフスタイル・地方創生の実現

- ・技術革新により場所制約が緩やかになっているため、一時的でも地方を拠点とした活動展開の検討を
- ・地域資源の活用など、関係者による積極的な議論を

エリア価値の向上

- ・地域ニーズを掘り起こし、不動産最適活用を通じて、エリア価値、不動産価値の相乗的な向上を

新たな需要の創造

- ・高齢化、外国人対応など新たなニーズの確実な取り込みを
- ・複数不動産の所有・活用促進を

すべての人が安心して暮らせる住まいの確保

- ・単身高齢者、外国人、子育て世帯などすべての人が安心して暮らせる住まいとサービスを

不動産教育・研究の充実

- ・不動産に対する国民の理解促進に向け様々な機会を通じた不動産教育の充実を

不動産業ビジョン2030～令和時代の『不動産最適活用』に向けて～（概要） 国土交通省

3. 民の役割 官民共通の目標を実現するために求められる民の役割を以下のとおり整理。

【業態共通の役割】

他業種連携によるトータルサービス提供

AI、IoT等新技術の有効活用

業界の魅力度向上による人材確保

法令遵守・コンプライアンス徹底による信頼産業としての地位確立

【業態固有の役割】

開発・分譲

- ・ 耐震性、省エネ性などに優れた良質な不動産の供給、老朽ストックの更新
- ・ ホテル、サテライトオフィスなど時代ニーズに応える不動産の供給を通じた国際競争力の強化

流通

- ・ 的確な情報提供による取引の安全性確保
- ・ 消費者の多様なニーズに対応するコンサルティング能力の強化
- ・ 地域の守り手として地域活性化を支える存在に

管理

- ・ 資産価値の維持・向上を通じたストック型社会の実現
- ・ コミュニティ形成、高齢者見守りなど付加価値サービスの提供
- ・ エリアマネジメント推進

賃貸

- ・ “所有から利用へ”の中、多様化するニーズを的確に把握し、民泊など公的活用も視野に
- ・ 新規賃貸物件の供給は的確な事業リスク判断のもとで実施

不動産投資・運用

- ・ ESGに沿った中長期的な投資を多様な投資家から呼び込める不動産開発、再生、投資環境整備を
- ・ 人生100年時代に向け長期的な資産形成ができる投資環境の整備を

4. 官の役割 官民共通の目標を実現するために求められる官の役割を以下のとおり整理のうえ、今後10年程度の間に重点的に検討すべき具体的な政策課題を整理。

市場環境整備

社会ニーズの変化を踏まえた不動産政策の展開

不動産業に対する適切な指導・監督

今後重点的に検討すべき政策課題（例）

- 賃貸住宅管理業者登録制度の法制化
- 不動産の「たたみ方」などの出口戦略のあり方
- マンション管理の適正化、老朽ストックの再生
- 心理的瑕疵を巡る課題の解決
- 不動産関連情報基盤の充実
- 不動産業分野における新技術の活用方策

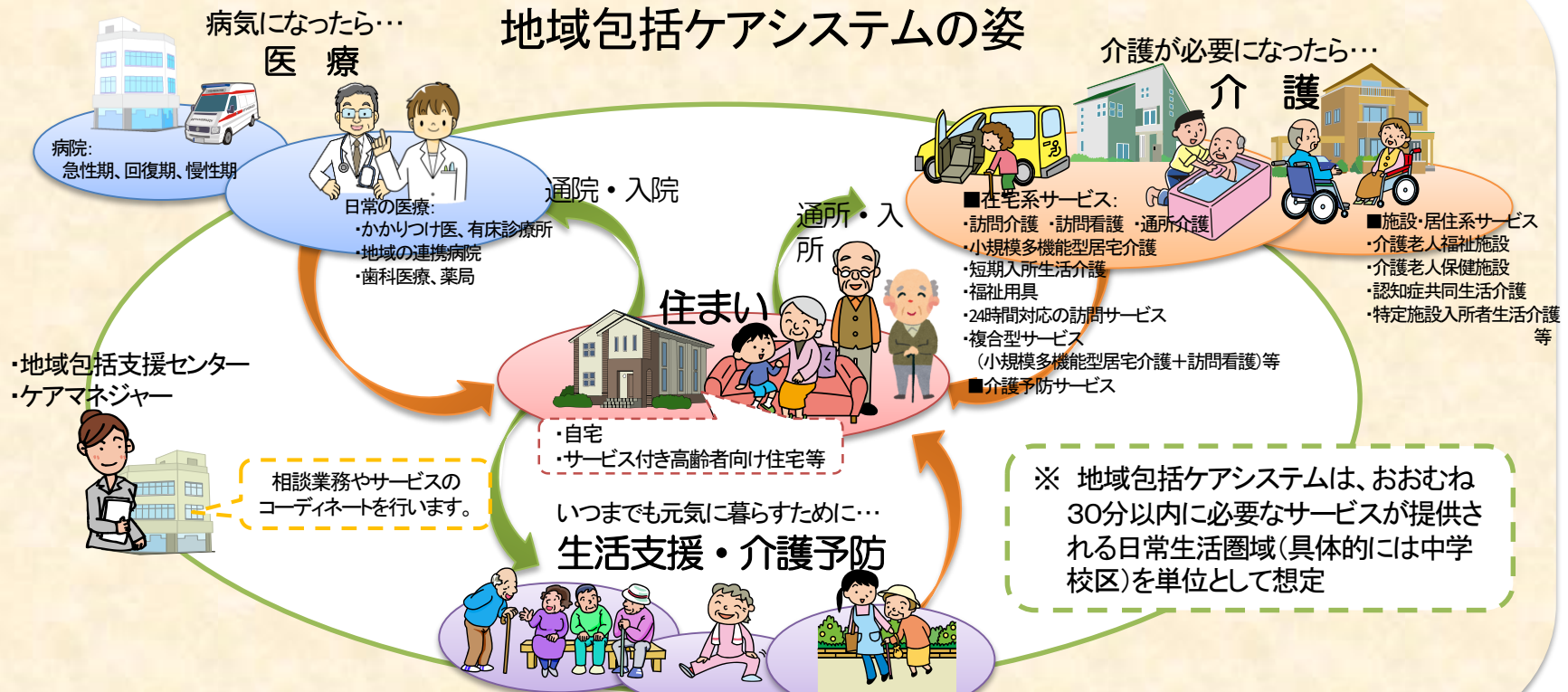
- 不動産情報オープン化と個人情報保護の関係整理
- 高齢者、外国人等による円滑な不動産取引の実現方策
- 国民向け不動産教育の推進
- 産・学・官連携による不動産政策研究の推進
- 円滑な事業承継のあり方
- ESGに即した不動産投資の推進方策
- 宅地建物取引士、インスペクションなど現行制度の検証

- 厚生労働省 : 地域包括ケアシステム
- 総務省 : 遺品の整理サービス等に関する実態調査
- 環境省 : 高齢社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務
- 国土交通省 : 改正住宅セーフティネット法

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

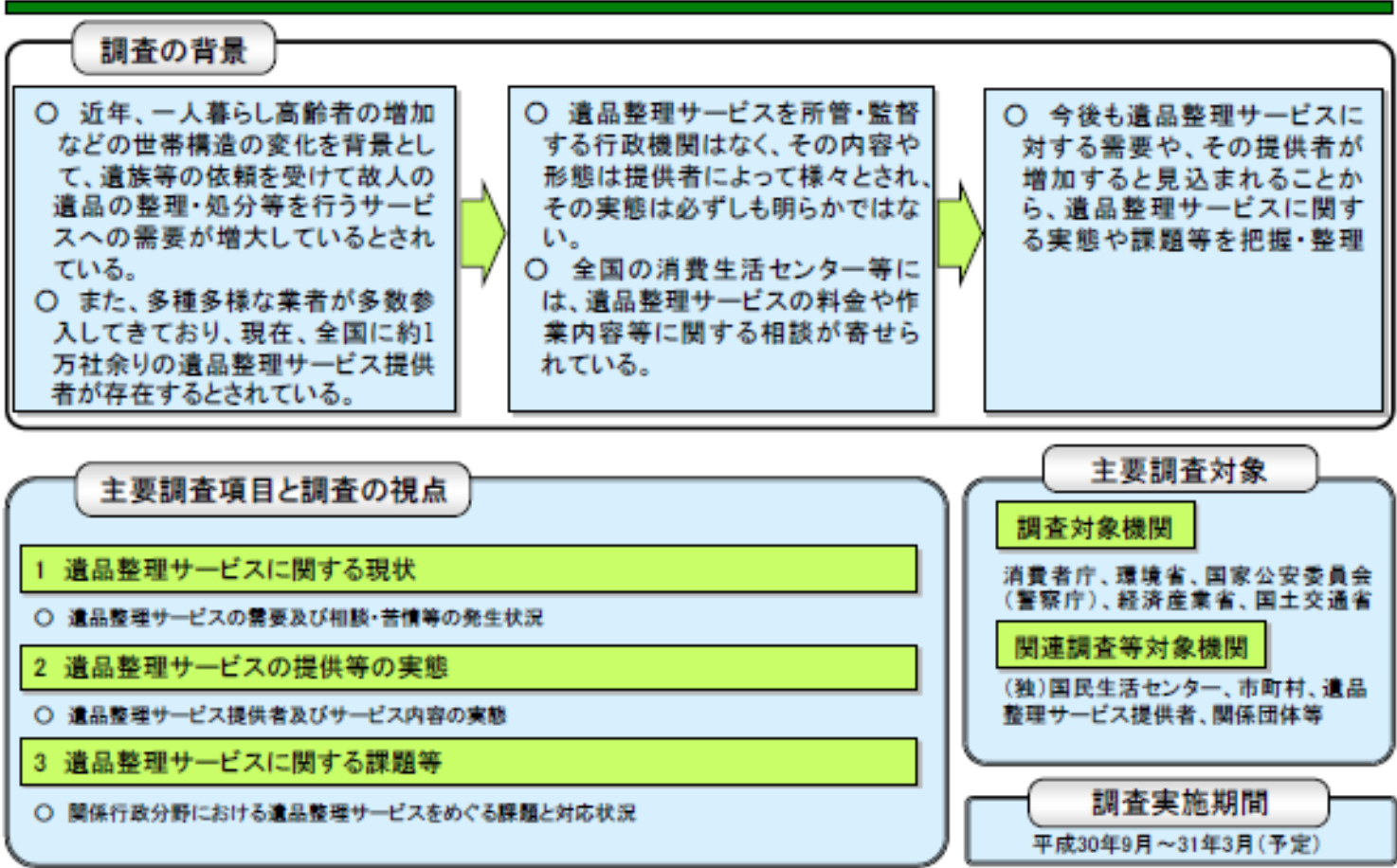
地域包括ケアシステムの姿



遺品の整理サービス等に関する実態調査【総務省行政評価局】

今後、遺品整理サービスに対する需要や、その提供者が増加すると見込まれることから、遺品整理サービスに関する実態を把握し・整理し、関係行政機関や国民に対し、提供するために実施

遺品の整理サービス等に関する実態調査



背景・目的

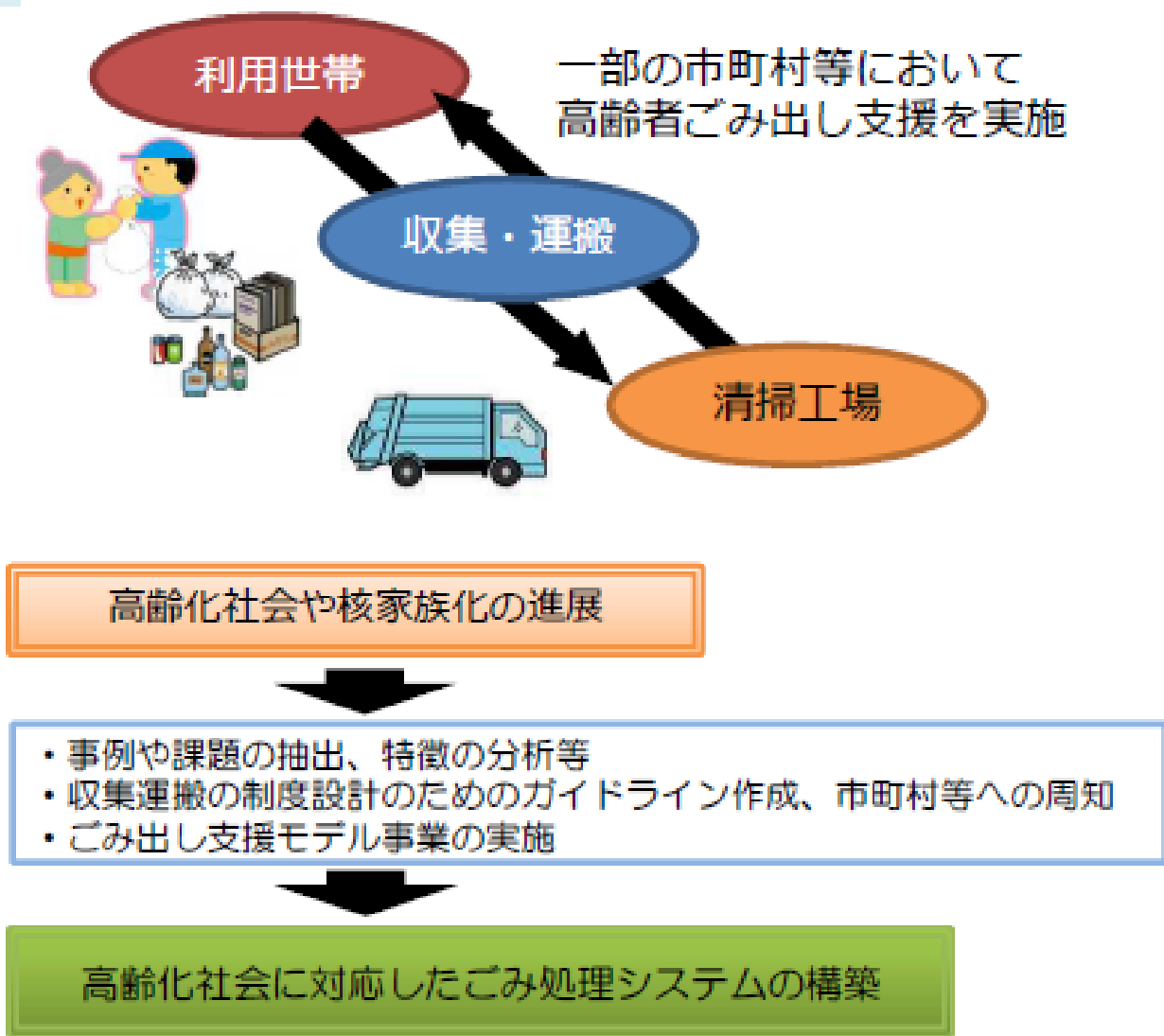
我が国の65歳以上の高齢者人口は、現在、26.7%に達している。今後、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2060年には39.9%に達して、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じており、既に一部市町村等においては高齢者ごみ出し支援（「ふれあい収集」等）が開始されている。

全国の自治体において、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要性が生じており、これに応じた廃棄物処理の課題及び今後目指すべき方向性を検討し、今後の廃棄物処理のあり方や施策の立案を進める必要性が生じている。

H31年度予算 1億円

イメージ

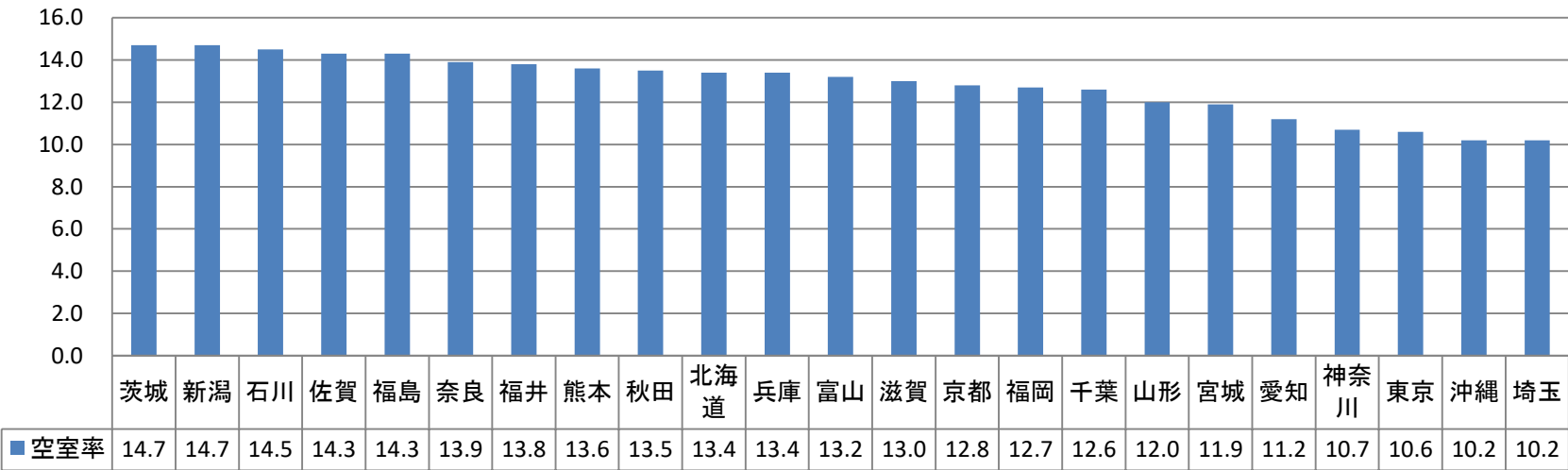
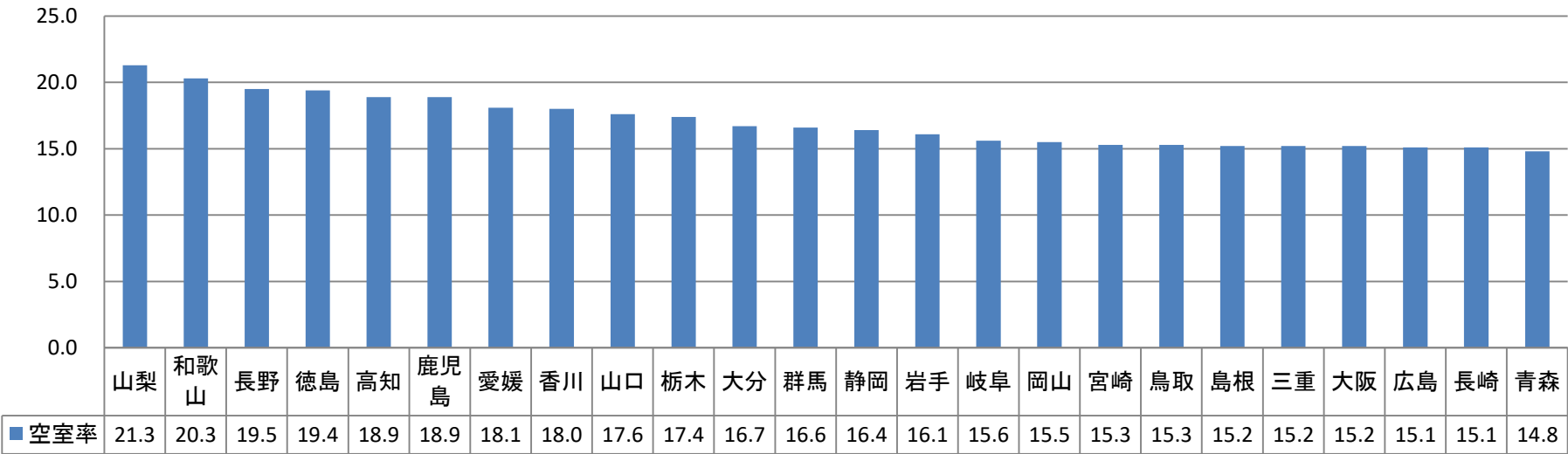


高齢者ごみだし支援・ふれあい収集・見守りの入札案件（2014年1月～2018年1月）

公示種類	案件名	機関	都道府県	年月	落札会社名
随契	さいたま市ひとり暮らし高齢者安否確認事業業務	さいたま市役所	埼玉県	2017年5月	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
一般	ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集業務委託	我孫子市役所	千葉県	2017年2月	我孫子市廃棄物処理協業組合
随契	ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援及び有害・危険ごみ収集運搬業務委託	流山市役所	千葉県	2016年4月	江戸川清掃株式会社
随契	ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業業務委託（麻布地区）	港区役所	東京都	2017年3月	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会
随契	ひと声訪問事業緊急調査委託	小金井市役所	東京都	2016年4月	公益社団法人小金井市シルバー人材センター
希望指名	ふれあい収集用2 tトラック1台	宇治市役所	京都府	2014年11月	アーク工業
随契	江東区声かけ訪問業務委託	江東区役所	東京都	2017年4月	公益社団法人江東区シルバー人材センター
随契	高齢者生活安全訪問事業委託	五泉市役所	新潟県	2017年4月	公益社団法人五泉市シルバー人材センター
不明	高齢者等ごみ出し支援及び有害危険ごみ収集運搬業務委託	流山市役所	千葉県	2018年1月	江戸川清掃株式会社
随契	鹿屋市高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）委託業務	鹿屋市役所	鹿児島県	2017年4月	公益社団法人鹿屋市シルバー人材センター
随契	小平市高齢者訪問型サービス事業業務委託	小平市役所	東京都	2017年4月	公益社団法人小平市シルバー人材センター
随契	新居浜市ふれあい収集業務	新居浜市役所	愛媛県	2017年4月	公益社団法人新居浜市シルバー人材センター
随契	吹田市高齢者友愛訪問業務	吹田市役所	大阪府	2017年4月	吹田市高齢クラブ連合会
随契	盛岡市ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業業務委託（単価契約）	盛岡市役所	岩手県	2016年4月	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
随契	声かけふれあい収集事業	下野市役所	栃木県	2016年4月	公益社団法人下野市シルバー人材センター
随契	専門職による見守り訪問事業委託（単価契約）	世田谷区役所	東京都	2015年4月	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
一般	被災地域における高齢者宅訪問等安全指導事業【160801000170247】	宮城県庁	宮城県	2016年8月	株式会社ブルスカイ
随契	平成27年度不法投棄物除去及びふれあい訪問収集業務委託	牛久市役所	茨城県	2015年3月	社団法人牛久市シルバー人材センター
随契	平成27年度熊本市ひとり暮らし高齢者訪問事業	熊本市役所	熊本県	2015年4月	公益社団法人熊本市シルバー人材センター
随契	平成28年度不法投棄物除去及びふれあい訪問収集業務委託	牛久市役所	茨城県	2016年2月	公益社団法人牛久市シルバー人材センター
随契	平成29年度盛岡市ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業業務委託（単価契約）	盛岡市役所	岩手県	2017年3月	ALSOKあんしんケアサポート株式会社
随契	平成30年度不法投棄物除去及びふれあい訪問収集業務委託	牛久市役所	茨城県	2018年2月	公益社団法人牛久市シルバー人材センター
見積 （オープンカウンター）	訪問食事による見守り事業委託（単価契約）【2015-00240】	府中市役所	東京都	2015年3月	株式会社シルバーライフ
随契	木津川市ふれあい支援事業（基準緩和型訪問サービスA）	木津川市役所	京都府	2017年3月	公益社団法人木津川市シルバー人材センター

平成30年度住宅・土地統計調査

空き家数846万戸/総戸数6,242万戸（空き家率13.6%で過去最高）
※前回調査より26万戸増加（+3.2%）



改正住宅セーフティネット法の成立

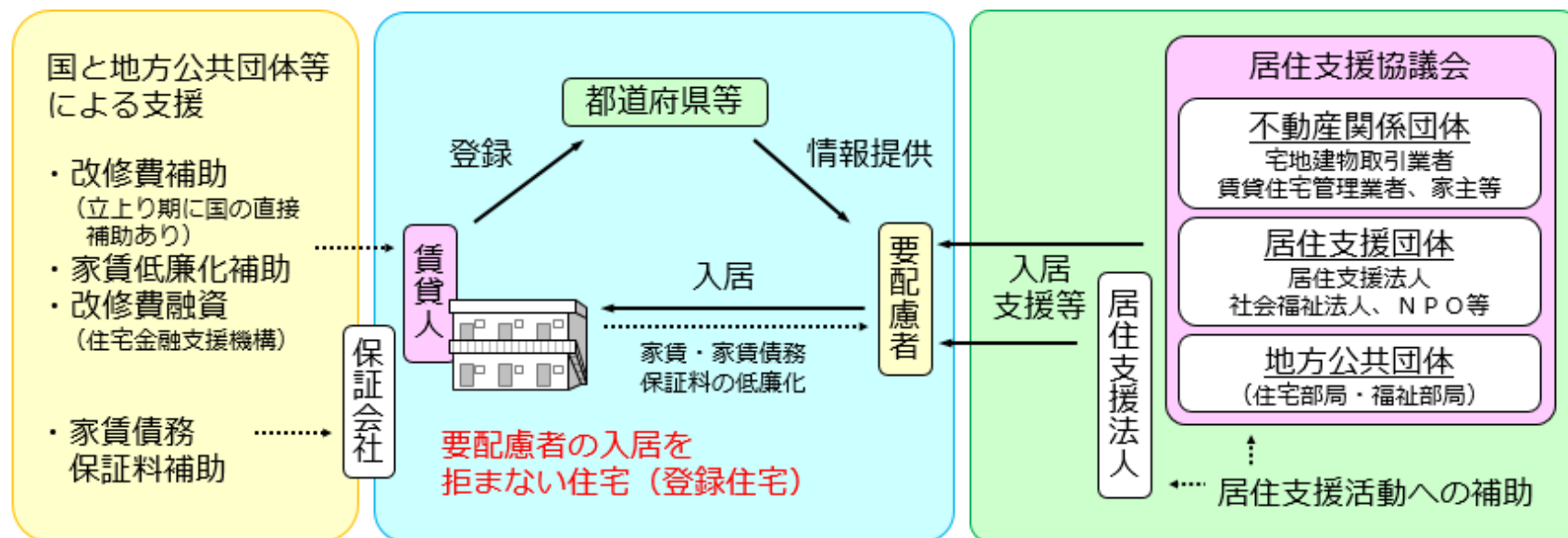
高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方のために、民間の空き家・空き室を活用して、**住宅確保要配慮者**の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度。

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 専用住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人の指定状況

- ・38都道府県213法人が指定（令和5.6時点）

● 居住支援法人に指定される法人

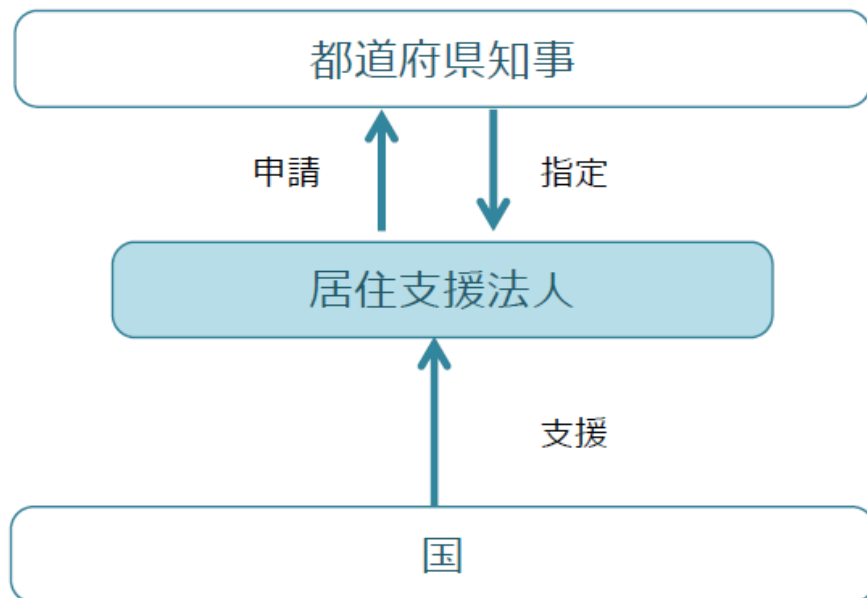
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附随する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に係る活動に対し支援（補助率10/10、1の法人につき、補助限度額1,000万円）。
 - ・〔令和元年度予算〕重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数
- ※応募要件など詳細については「応募要領」をご覧ください。

(一社) 家財整理相談窓口の指定状況

◆指定取得済み



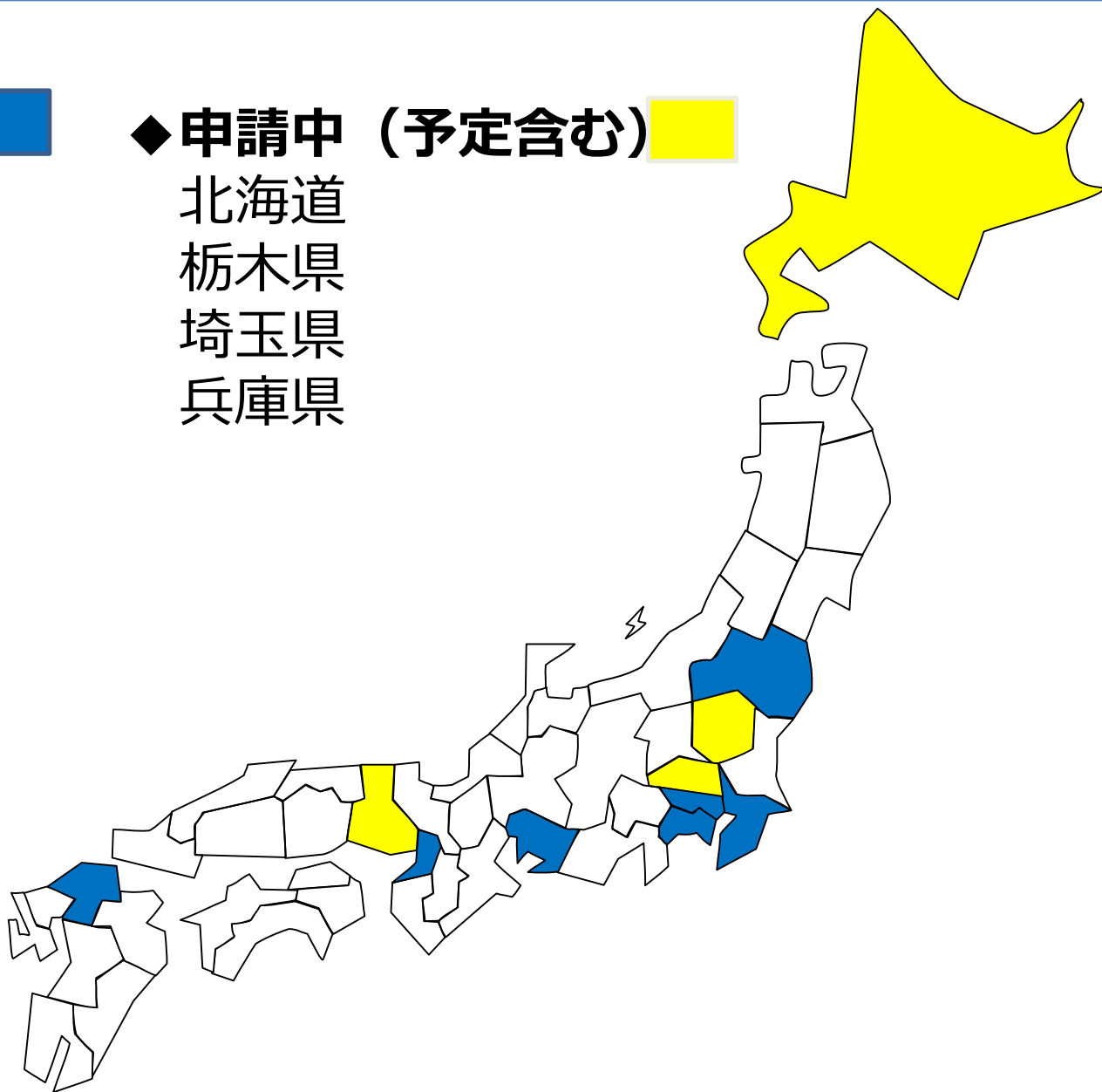
福島県
千葉県
東京都
神奈川県
愛知県
大阪府
福岡県

◆申請中 (予定含む)



北海道
栃木県
埼玉県
兵庫県

2019年6月現在



(一社) 家財整理相談窓口の指定状況

福島県

第3号様式（第4条第2項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

30建第2719号

平成31年1月25日

法人の住所 東京都新宿区大久保三丁目8番2号

法人の名称 一般社団法人 家財整理相談窓口

代表理事 神野 敏幸 様

福島県知事



平成30年10月1日付けで申請のあった件について、審査の結果、基準に適合すると認め、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人として指定します。

記

- 1 指定番号
福島県指定第4号
- 2 法人の名称
一般社団法人 家財整理相談窓口
- 3 法人の住所
東京都新宿区大久保三丁目8番2号
- 4 支援業務を開始しようとする年月日
指定を受けた日
- 5 支援業務を行おうとする区域
福島県全域
- 6 支援業務を行おうとする事務所の所在地
東京都新宿区大久保三丁目8番2号 新宿ガーデンタワー

千葉県

千葉県住指令第663号

一般社団法人 家財整理相談窓口

代表理事 神野 敏幸

平成30年7月30日付けで申請のあった住宅確保要配慮者居住支援法人の指定については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、下記のとおり指定する。

平成30年 9月14日

千葉県知事 鈴木 栄治



記

1. 指定する法人の名称
一般社団法人 家財整理相談窓口
2. 支援業務の概要等
別添のとおり
3. 指定番号
千葉県支援法人第0005号
4. 指定年月日
平成30年9月14日

(一社) 家財整理相談窓口の指定状況

東京都

30都市住民第1289号
平成31年3月19日

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

一般社団法人家財整理相談窓口
代表理事 神野 敏幸 様

東京都知事 小池 百合子

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、下記のとおり、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定したので、通知します。

記

- 指定番号 東京都知事第17号
- 指定年月日 平成31年3月19日
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
一般社団法人家財整理相談窓口
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の住所
東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー
- 支援業務を行おうとする事務所の所在地
東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー
- 支援業務を行おうとする区域
東京都内全域
- 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者
低額所得者、被災者（震災から3年以内）、大規模災害被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、外国人及び生活困難者

東京都居住支援協議会 構成員等一覧（令和元年5月15日現在）

構成員	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部 公益社団法人東京共同住宅協会 特定非営利活動法人日本地主家主協会
	一般財団法人高齢者住宅財団 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
オブザーバー	ホームネット株式会社、特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会、 特定非営利活動法人リトルワンズ、社会福祉法人悠々会、 特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン、 株式会社 ケアプロデュース、一般社団法人ささえる手、 企業組合労働センター事業団、 特定非営利活動法人コレクティブハウジング社、 株式会社こたつ生活介護、 特定非営利活動法人せたがや福祉サポートセンター、 株式会社テップル、生活クラブ生活協同組合、 一般社団法人ビーンズ、特定非営利活動法人東京ソテリア、 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会、一般社団法人家財整理相談窓口、 一般社団法人住まい生活支援協会、メイクホーム株式会社
	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社 東京都（住宅政策本部、福祉保健局）
	千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、 大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、 板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、 小平市、日野市、国立市、狛江市、多摩市、羽村市、あきる野市、 西東京市

(一社) 家財整理相談窓口の指定状況

神奈川県

様式第2号（第3条第2項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

住計第 1091 号
令和元年5月16日

東京都新宿区大久保3-8-2
新宿ガーデンタワー13階
一般社団法人家財整理相談窓口
代表理事 神野 敏幸 様

神奈川県知事 黒岩 祐造



令和元年5月8日付の申請については、審査の結果、法第40条各号に定める基準に適合すると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定します。

記

- 1 指 定 番 号：神・法人 19-0002
- 2 法 人 の 名 称：一般社団法人家財整理相談窓口
- 3 法 人 の 住 所：東京都新宿区大久保3-8-2
新宿ガーデンタワー13階
- 4 事務所の所在地：東京都新宿区大久保3-8-2
新宿ガーデンタワー13階
- 5 業 務：賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、
住み替えに伴う家財整理に係る相談対応
- 6 業務の開始年月日：令和元年5月16日
- 7 業務を行う区域：神奈川県内全域
- 8 業務の対象とする要配慮者：申請書記載のとおり
- 9 市町村からの推薦の有無： 無

協議会入会承認通知書

1 神居協第4号
令和元年6月3日

一般社団法人家財整理相談窓口 御中
代表理事 神野 敏幸 様

神奈川県居住支援協議会
会長 庄司 博之



神奈川県居住支援協議会への入会について

神奈川県居住支援協議会（以下「協議会」という。）では、高齢者、子育て、障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等のために必要な施策について協議を行うとともに実施しているところです。

先般、貴団体より、協議会への入会について申し込みいただきましたが、令和元年5月28日に開催された令和元年度定期総会において入会が承認されましたことをご報告いたします。

今後、協議会の活動趣旨へのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【協議会概要】

- 1 名 称 神奈川県居住支援協議会
- 2 事 務 局 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
所在地：横浜市中区太田町2-22
神奈川県建設会館4階
- 3 そ の 他 入会について、会費等の徴収はありません。

お問い合わせ先 神奈川県居住支援協議会事務局
(かながわ住まいまちづくり協会)
入居
TEL：045-664-6896
FAX：045-664-9359

(一社) 家財整理相談窓口の指定状況

愛知県

様式第4号

30住計第148-11号
平成31年1月18日

一般社団法人 家財整理相談窓口
代表理事 神野 敏幸 様

愛知県知事 大 村 秀 章

住宅確保要配慮者居住支援法人所定通知書

平成30年10月18日付けの申請については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定に基づき下記のとおり指定します。

記

- 1 法人の名称
一般社団法人 家財整理相談窓口
- 2 代表者氏名
代表理事 神野 敏幸
- 3 住宅確保要配慮者居住支援法人指定年月日
平成31年1月18日
- 4 指定番号
住宅確保要配慮者居住支援法人 愛知第14号
- 5 主たる事務所の所在地
東京都新宿区大久保三丁目8番2号 新宿ガーデンタワー
- 6 支店業務を行おうとする事務所の所在地
愛知県岡崎市名和町一丁目上5-4-4
- 7 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲
高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人、被災者、低額所得者
- 8 支援業務を行おうとする区域
愛知県全域

担当 建設部建築局住宅計画課
民間住宅グループ
電話 052-964-6555 1F 1541号
FAX 052-961-8145

愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会構成員

事業者団体	宅地建物取引業	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会 【副会長】
		公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部
		一般社団法人不動産流通経営協会中部支部
	賃貸住宅管理業	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会東海ブロック
居住支援団体	賃貸住宅経営業	公益社団法人愛知共同住宅協会
	高齢者・障害者・子育て世帯	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
	外国人	公益財団法人愛知県国際交流協会
	市町村	名古屋市 【監事】
		豊橋市
		岡崎市
		豊田市
		一宮市
住宅確保要配慮者居住支援法人		特定非営利活動法人 たすけあい名古屋
		公益社団法人 愛知共同住宅協会
		ホームネット 株式会社
		特定非営利活動法人 あたたかい心
		特定非営利活動法人 介護サービスさくら
		特定非営利活動法人 たすけあい三河
		特定非営利活動法人 ノッポの会
		社会福祉法人 共生福祉会
		特定非営利活動法人 瀬戸地域福祉を考える会まごころ
		社会福祉法人 福寿園
		特定非営利活動法人 れんこん村のわくわくネットワーク
		特定非営利活動法人 ことだま
		社会福祉法人 愛恵協会
		一般社団法人 家財整理相談窓口
		株式会社 エベレストコンサルティング

(一社) 家財整理相談窓口の指定状況

大阪府

様式第18号(第15条関係)

都 居 第1227号
令和元年5月17日

一般社団法人 家財整理相談窓口 様
(居住支援法人登録番号: 大居052)

大 阪 府 知 事
(公 印 省 略)

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

平成31年4月22日付けで申請のあった住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定の申請を受け、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条第1項の規定により指定しましたので、通知します。

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
(名称) 一般社団法人 家財整理相談窓口
(住所) 東京都新宿区大久保3-8-2 新宿ガーデンタワー13階

2 代表者の氏名
代表理事 神野 敏幸

3 支援業務を行おうとする事務所の所在地
大阪府茨木市上穂積4-2-12

4 支援業務を開始しようとする年月日
令和元年5月17日

協議会(正会員) 抜粋

別表2(第4条第二号)

居住サポート会員一覧表

区分	団体名
登録制度又は法	協力店 あんしん賃貸住宅の賃貸人
	あんぜん・あんしん賃貸住宅の賃貸人 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の賃貸人 居住支援団体 <u>居住支援法人</u>
居住支援等の活動を行う非営利団体	一般財団法人大阪府人権協会 特定非営利活動法人大阪市市民生活支援センター 全大阪借地借家人組合連合会
福祉関係団体	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

※居住支援法人全社が正会員

(一社) 家財整理相談窓口の指定状況

福岡県

一般社団法人家財整理相談窓口
代表理事 神野敏幸 殿

30住計第1758号
平成31年1月16日

福岡県知事 小川 洋
(建築都市部住宅計画課)



住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、下記のとおり指定したので通知します。

記

1. 申請者名 一般社団法人家財整理相談窓口
2. 代表者の氏名 神野敏幸
3. 事務所の所在地 東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー
4. 指定年月日 平成31年1月16日
5. その他
 - (1) 法人の名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を届け出る必要があります。
 - (2) 申請者が不正の手段により指定を受けたときには、指定の取消し等の処分を行います。
 - (3) 申請者、申請者の役員又は事務所の管理者が、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と判明した場合には、指定の取消し等の処分を行います。
 - (4) 指定を受けた申請者が、暴力団にとって有益な行為を行うことにより暴力団の組織の維持・拡大に資する恐れがあるときは、指定の取消し等の処分を行います。

福岡市居住支援法人連絡協議会 名簿

(指定順)

名称
特定非営利活動法人抱樸
特定非営利活動法人セーフティネットNeedsMe
ホームネット株式会社
株式会社クラスケア
NPO法人福岡すまいの会
特定非営利活動法人ライフサポートネットワーク
社会福祉法人グリーンコープ
株式会社あんしんサポート
株式会社ホームアシスト福岡
株式会社三好不動産
<u>一般社団法人家財整理相談窓口</u>

一般社団法人 全国居住支援法人協議会 組織概要

1. 名称 いっぽんしやだんぜんこくきゅうしふけんはうじんぎょうぎかい
一般社団法人全国居住支援法人協議会 (略称: 全居協)
2. 主たる事務所 東京都新宿区大久保二丁目2番6号
3. 登記の事由 2019年4月9日設立の手続終了
4. 事業目的
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づく居住支援業務に関する情報共有、同業務の質の向上、同業務の持続的活動支援及び居住支援法第40条に規定する法人相互の連携強化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
(1) 会員への情報提供、研修会の実施に関わる事業
(2) 行政への政策提言、要望に関する事業
(3) 住宅確保要配慮者、メディアへの情報提供、啓発に関わる事業
(4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
(5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業
5. 対象
居住支援法人および居住支援法人を目指す団体
6. 会員の種別
会員は、次の3種とし、1号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
① 1号会員 当法人の目的に賛同する居住支援法人、居住支援法人の指定を目指している団体又は個人で、別に定める1号会員の会費を納める当該法人、団体又は個人。
② 2号会員 当法人の目的に賛同する居住支援法人、居住支援法人の指定を目指している団体又は個人で、別に定める2号会員の会費を納める当該法人、団体又は個人。
③ 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助、後援する者又は事業成果等の情報の提供等を受けようとする者で、別に定める会費を納める法人又は個人。
7. 会費
1号会員 (総会議決権有): 団体一口3万円
2号会員 (総会議決権無): 団体一口1万円
賛助会員: 法人一口5万円、個人一口3,000円
8. 協議会の主な活動 (会員特典)
① 全国研修会実施 (居住支援法人の事業・人材育成)
② 情報提供 (各省庁の居住に関する情報、居住支援法人事業の紹介)
③ 住宅確保要配慮者向け相談 (居住支援法人へのつなぎ)
④ 居住支援法人向けの相談・講師紹介
⑤ 政府への提言
⑥ 居住支援法人設立支援
9. 発足準備会メンバー
村木厚子 (元厚生労働事務次官 津田塾大学客員教授)
三好修 (三好不動産社長 全国賃貸住宅経営者協会連合会会長)
奥田知志 (NPO法人抱核理事長、生活困窮者全国ネットワーク 共同代表)
高橋敏士 (東京通信大学人間福祉学部教授 高齢者住宅財団顧問・前理事長)
北岡賢剛 (社会福祉法人グロー理事長)
大月敏雄 (東京大学 大学院工学系研究科 建築学専攻 教授)
芝田 淳 (NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長 司法書士)
石田敦史 (パルシステム連合会代表理事理事長)
那珂正 (高齢者住宅財団理事長)
西澤希和子 (株式会社あんど代表取締役 共同代表)

10. 役員体制 (候補予定)
会長 (代表) 村木厚子 (元厚生労働事務次官 津田塾大学客員教授)
副会長 三好修 (三好不動産社長 全国賃貸住宅経営者協会連合会会長)
副会長 (代表理事) 奥田知志 (NPO法人抱核理事長、生活困窮者全国ネットワーク 共同代表)
理 事 北岡賢剛 (社会福祉法人グロー理事長)
大月敏雄 (東京大学 大学院工学系研究科 建築学専攻 教授)
芝田 淳 (NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長 司法書士)
藤田 潔 (ホームネット株式会社代表取締役)
石田敦史 (パルシステム連合会代表理事理事長)
那珂正 (高齢者住宅財団理事長)
監 事 那珂正 (高齢者住宅財団理事長)
11. 事務局
一般社団法人 全国居住支援法人協議会 事務局 (パルシステム生活協同組合連合会会付)
〒169-8527 東京都新宿区大久保2-2-6 ラクス東新宿
TEL: 03-6273-8660 FAX: 03-3232-6536
E-mail: info@zenkyokyou.jp URL: https://www.zenkyokyou.jp
12. 今後の予定
① 2019年3月7日 (木) 居住支援サミットより仮入会受付開始
② 2019年6月29日 (土) 発足総会と記念シンポジウム
③ 2020年1月 第一回全国研修会開催

「一般社団法人 全国居住支援法人協議会 設立記念シンポジウム」ご案内

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協議会の設立につきまして、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

一般社団法人 全国居住支援法人協議会は、住宅セーフティネット制度に基づく居住支援法人が、居住支援業務に関する情報共有・質の向上・持続的活動支援、法人相互の連携強化等を図るための団体として、設立へ向け準備を進めてきました。

つきましては、設立にあたり東京・千代田区の明治大学リパティタワーにて 2019 年 6 月 29 日(土)、設立総会並びに記念シンポジウムを開催いたします。

皆様におかれまして、参加をご検討いただき、引き続き活動をご支援、ご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

呼びかけ人共同代表 村木厚子(元厚生労働事務次官 津田塾大学客員教授)

呼びかけ人共同代表 三好修(湘三好不動産社長 全国賃貸住宅経営者協会連合会会長)

呼びかけ人共同代表 奥田知志(NPO 法人抱撲理事長、生活困窮者全国ネットワーク共同代表)

記

<設立総会(会員のみ参加)>

- 日時:2019 年 6 月 29 日(土)11:00~12:00
- 会場:明治大学 2 階 1021 教室(定員 260 人)(東京都千代田区神田駿河台 1-1)
- 内容:議案審議
 - ①設立趣旨及び事業計画並びに予算承認の件
 - ②諸規約制定の件
 - ③役員(理事・監事)選任の件

<記念シンポジウム(会員以外の参加も可能です。)> テーマ「住まいと暮らしの一体的支援」

- 日時:2019 年 6 月 29 日(土)13:00~16:30(会場受付 12:30~)
- 会場:明治大学リパティタワーホール(定員 500 名)
(東京都千代田区神田駿河台 1-1)

<シンポジウムプログラム>

1. 開会行事 13:00~

主催者あいさつ

共同代表 三好修

ご来賓挨拶

国土交通省 石井啓一 国土交通大臣様

厚生労働省 根本 匠 厚生労働大臣様

2. 全国居住支援法人協議会の使命 13:15~

共同代表 奥田知志

3. 基調講演 13:30~

「居住支援と共生社会(仮題)」

村木厚子(元厚生労働事務次官 津田塾大学客員教授)



~【休憩】~

4. シンポジウム「みんなで考える居住支援とは」 14:10~

コーディネーター 高橋猛士(東京通信大学人間福祉学部教授 高齢者住宅財団顧問・前理事長)

コメントーター 大月敏雄(東京大学大学院工学研究科建築学専攻 教授)

【免題】14:15~

「居住支援団体と自治体の居住支援の施策化の現状」

白川泰之(日本大学文理学部社会福祉学科教授)

【居住支援団体の活動紹介】14:35~ (各 15 分)

「居住支援団体の役割と活動」

芝田 淳(NPO 法人やどかりサポート理事長 司法書士)

「居住支援ビジネスの可能性」

藤田 潔(ホームネット株式会社代表取締役)

「住宅仲介業務等における居住支援」

西澤希和子(株式会社あんど 代表取締役)

「生活協同組合にとって、居住支援の果たす役割について」

吉中由紀(バルシステム連合会副理事長)

バルシステム神奈川ゆめコープ代表理事理事長)

【ディスカッション】15:35~

全国居住支援法人協議会の課題と役割

5. 閉会のご挨拶 16:10

<交流会>会場の定員は 60 名となり、申込の先着順とさせていただきます。

16:30~交流会(立食懇親)

会場:明治大学 17 階スカイラウンジ「眺」

●後援

国土交通省、厚生労働省、朝日新聞社、一般社団法人居住支援全国ネットワーク、一般社団法人くらしサポート・ウィズ一般財団法人高齢者住宅財団、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク、全国賃貸住宅経営者協会連合会、東京都生活協同組合連合会、日本協同組合連携機構(JCA)、日本生活協同組合連合会、日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会、バルシステム生活協同組合連合会、特定非営利活動法人100万人のふさと帰郷・循環運動推進・支援センター、特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク、労働者福祉中央協議会ほか

● 参加費:設立総会(無料)、記念シンポジウム(配布資料代 1,000 円)、交流会(飲食代実費 5,000 円)

● 申し込み:[問合せ・連絡先]

一般社団法人全国居住支援法人協議会
〒169-8527 東京都新宿区大久保 2-2-6 ラクス東新宿
TEL: 03-6273-8660/FAX: 03-3232-6536
E-mail: info@zenkyokyou.jp <https://zenkyokyou.jp>

(一社) 全国居住支援法人協議会 【会員一覧】

一般社団法人全国居住支援法人協議会 会員

【2019年6月13日現在】

特定非営利活動法人あまやどり高知
株式会社あんど
株式会社エコアース
特定非営利活動法人エヅリン
株式会社 NIC
エルズサポート株式会社
特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンター
特定非営利活動法人おかやま入居支援センター
一般社団法人 家財整理窓口
株式会社 金田臨海総合
社会福祉法人 共生福祉会
特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク
特定非営利活動法人 くらしサポート・ミニストレーション
一般社団法人 くらしサポート・ウィズ
株式会社 クラスケア
社会福祉法人 グリーンコープ
株式会社 ケア・フレンズ
株式会社 ケイ・アンド・エム ソリューション
特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター
一般財団法人 高齢者住宅財団
居住支援法人 サハスネット
特定非営利活動法人シニア賃貸住宅サポートセンター札幌
社会福祉法人 治栄会
NPO 法人 市民福祉団体全国協議会
株式会社 翔陽
一般社団法人 住まい生活支援協会
NPO 法人 住むケアおおいだ
一般社団法人 生活支援センター結
社会福祉法人 生活クラブ
生活クラブ生活協同組合 東京
特定非営利活動法人 生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会
一般社団法人 そーしゃる・おふいす
特定非営利活動法人 大東ネットワーク事業團
株式会社 たくみ
NPO 賃貸住宅支援センターみのり
TEO TORIATTE 株式会社
株式会社 テップル
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
ナップ賃貸保証 株式会社
社会福祉法人 南高愛隣会
森之茶屋地域周辺まちづくり合同会社
一般社団法人 パーソナルサポートセンター
パルシステム共済生活協同組合連合会
パルシステム生活協同組合連合会
生活協同組合パルシステム東京
社会福祉法人 肥後自治団
有限会社 ファンデックス
特定非営利活動法人 フードバンク和歌山
ホームネット 株式会社
特定非営利活動法人 抱擁
NPO 法人 ほっとらんど
株式会社 ホームズ
一般社団法人 my whereabouts
マインドカンパニー 合同会社
特定非営利活動法人 南市岡地域活動協議会
株式会社 山盛
社会福祉法人 やすらぎ会
特定非営利活動法人 やどかりサポート鹿児島
株式会社 友心
株式会社 ラポール支援紹介センター
NPO 法人 リトルワンズ
株式会社 レリック
株式会社 レリック琉球
特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台
NPO 法人 アクティブライフ・サン
Well-being.Tokyo 株式会社
株式会社 エイジプラス
株式会社 NIC
社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
NPO 法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
社会福祉法人 岐阜羽鳥ボランティア協会
特定非営利活動法人 キャンナス
社会福祉法人 共生の里
一般社団法人 きょうのくらしがかり
特定非営利活動法人 グリーンライフ
社会福祉法人 クレム
株式会社 ケアプロデュース
一般社団法人 繋紡会
NPO 法人 ささえる
特定非営利活動法人 サマリヤ
株式会社 サンコーライフサポート
一般社団法人 しが人居支援センター
特定非営利活動法人 セーフティネット Needs Me
NPO 法人 生活支援機構 ALL
特定非営利活動法人 セカンドリーグ神奈川
株式会社 大京住宅
NPO 法人 地域たすけあいの会
特定非営利活動法人 ディープデモクラシー・センター
特定非営利活動法人 東京ソテリア
社会福祉法人 桃林会 とりかい白鷺園
特定非営利活動法人 どりいむスイッチ
一般社団法人 にいがた入居支援センター
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
特定非営利活動法人 バリアフリー総合研究所
有限会社 バルホームサービス
一般社団法人 ビーンズ
NPO 法人 福岡住まいの会
株式会社 ホームアシスト福岡
株式会社 三玄
一般社団法人 LANS
特定非営利活動法人 れんこん村のわくわくネットワーク
協同組合 山梨県 FP センター
社会福祉法人 悠々会

株式会社エコアース

特定非営利活動法人エヅリン

一般社団法人家財整理相談窓口

株式会社金田臨海総合

有限会社ファンデックス

マインドカンパニー合同会社

株式会社友心

株式会社レリック

株式会社レリック琉球

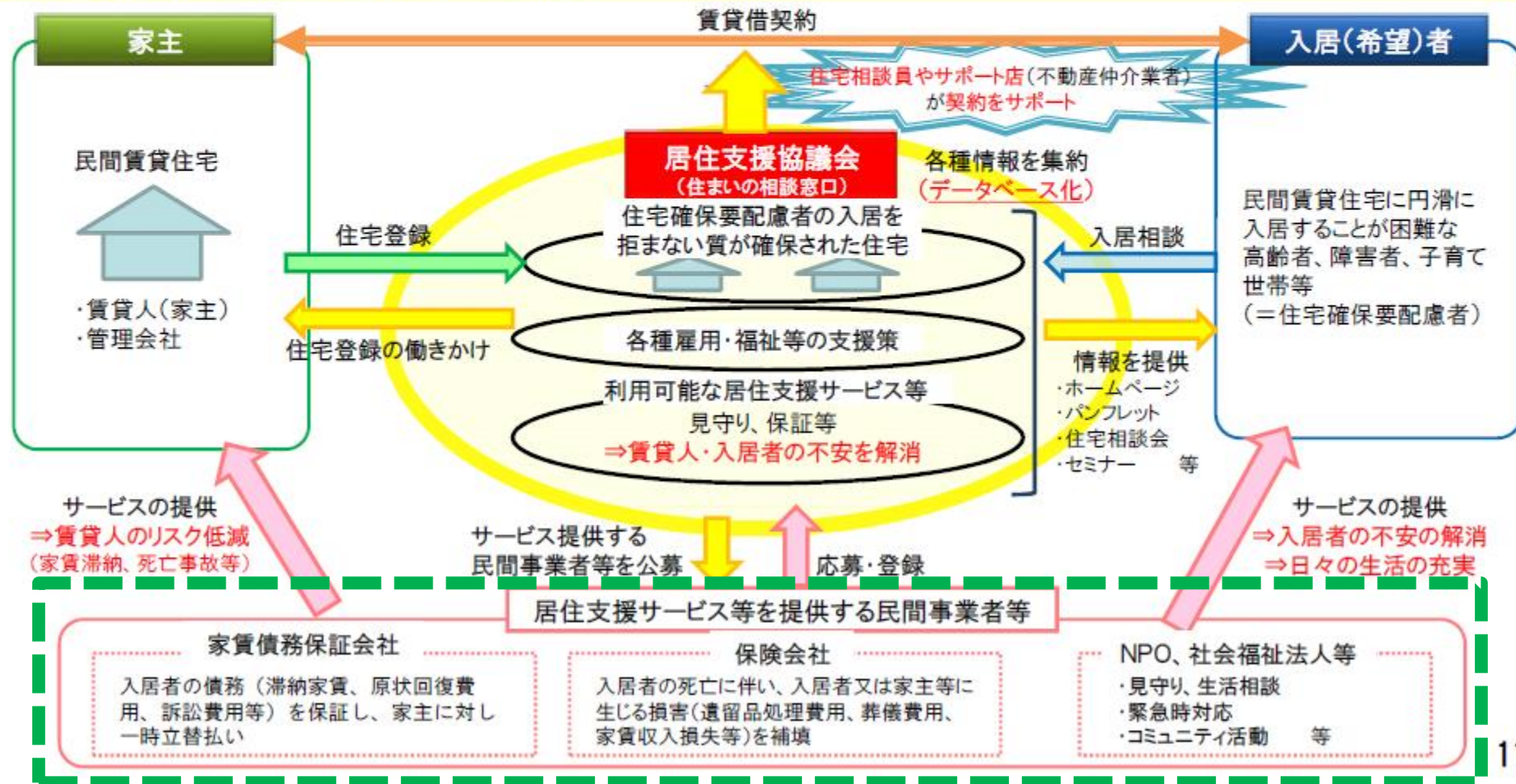
エルズサポート株式会社

- 国土交通省 : 居住支援協議会の活動イメージ
 居住支援法人活動支援事業
- 横浜市居住支援協議会 : 入退去支援部会
- 千葉県 : 居住支援法人指定事務取扱要領

居住支援協議会の活動イメージ

○居住支援協議会が、相談窓口を設置し、

- 1) 要配慮者が入居可能な住宅、入居希望者や賃貸人等が利用可能なサービス等に関する情報の集約・提供
 - 2) 居住支援サービス（見守り・生活相談、緊急対応、保証等）の提供やコミュニティ活動に取り組む民間事業者・NPO等の紹介・斡旋
 - 3) 住宅相談員、地域の不動産店等による契約サポート
- などに取り組むことにより、円滑な入居を促進。



居住支援協議会の設置・取組状況

- 20の政令市のうち、居住支援協議会を設置しているのは9市。
- 住民に身近な福祉サービスを提供し、居住支援ニーズを把握しやすい市町村において、居住支援協議会の設置が必要。

＜政令市における設置状況＞

政令市名	設置状況	設置時期
札幌市	—	2019年度中予定
仙台市	—	
さいたま市	—	
千葉市	○	H31. 3
川崎市	○	H28. 6
相模原市	—	
横浜市	—	H30. 10
新潟市	—	
静岡市	—	
浜松市	—	
名古屋市	○	H30. 5
京都市	○	H24. 9
大阪市	—	
堺市	—	
神戸市	○	H23. 12
岡山市	—	
広島市	○	H30. 7
北九州市	○	H24. 11
福岡市	○	H21. 3
熊本市	○	H23. 7

＜設置済の協議会における取組状況



※H30年1月時点の69協議会へのアンケートによる。取組には、サービスを紹介しているものも含む。

不動産事業者が求める居住支援

190118家財整理相談窓口講演会
(国土交通省安心居住推進課) 資料より抜粋

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策(複数回答) ●第1位 ◎第2位 ○第3位					
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	死亡時の残存家財処理	見守りなどの居住支援	家賃債務保証の情報提供	入居トラブルの相談対応	入居を拒まない物件の情報発信	契約手続きのサポート
高齢単身世帯	4%	27%	孤独死などの不安(76%)	保証人がいない(35%)	● (61%)	◎ (53%)	○ (36%)			
高齢者のみ世帯	3%	21%	孤独死などの不安(39%)	保証人がいない(33%)	◎ (40%)	● (43%)	○ (33%)			
障がい者のいる世帯	3%	24%	近隣住民との協調性に不安(36%)	衛生面や火災等の不安(35%)		● (40%)	◎ (26%)	○ (25%)		
ひとり親世帯	1%	8%	保証会社の審査に通らない(40%)	家賃の支払いに不安(37%)		◎ (21%)	● (36%)	○ (18%)		
子育て世帯	1%	6%	保証会社の審査に通らない(43%)	保証人がいない(35%)		○ (14%)	● (33%)	◎ (24%)		
低額所得世帯	5%	26%	家賃の支払いに不安(50%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(37%)			● (48%)	◎ (26%)	○ (20%)	
外国人世帯	7%	29%	異なる習慣や言語への不安(66%)	近隣住民との協調性に不安(43%)			◎ (36%)	● (48%)		○(33%)

目的

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進するため、居住支援法人による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する。

令和元年度居住支援法人活動支援事業の概要

（1）募集期間

令和元年5月10日（金）～6月10日（月）

（2）補助対象期間

補助金交付決定日から各法人の事業完了日又は令和2年1月31日（金）のいずれか早い日まで

（3）応募要件

- ・ 居住支援法人であること
- ・ 居住支援協議会や地方公共団体と連携していること
- ・ 要配慮者向けの常設の相談窓口を設置していること
- ・ 居住支援法人として中長期的な目標や年度目標を定めており、補助金の活用目的との関係性が明確であること

（4）公募対象の事業

- ・ 入居前の支援（相談窓口や訪問等による相談対応や、不動産店等への同行、緊急連絡先の確保等）
- ・ 入居中の居住支援（訪問等による見守りサービスや、緊急時の駆けつけ対応、生活相談や就労支援等）
- ・ 死亡・退去時の支援（死後事務委任、家財、遺品の整理や処分 等）
- ・ 地域の居住支援ネットワーク形成を目的としたセミナー・勉強会等の開催・参加
- ・ 居住支援事業の中長期的な持続性に配慮した取組

（5）補助金の額

- ・ 居住支援法人の活動経費に対して単年度あたり1,000万円を限度に支援（補助率10/10）
- ・ 公募対象の事業内容に応じて補助上限額を設定

※多数の居住支援法人から要望があった場合は、要望額全てに対して交付しない場合があります

横浜市居住支援協議会 専門部会の設置

設置する部会 : 入退去支援部会及び居住支援部会

部会名	入退去支援部会	居住支援部会
想定される検討内容	【入居支援・入居の円滑化】 ・住宅確保要配慮者の入居促進策 ・入居に係る契約手続きのサポート ・入居者情報の共有 ・緊急連絡先の確保 ・セーフティネット住宅の確保 ・入居保証、身元保証 【退去支援】 ・<u>死後の家財整理</u> ・<u>原状回復</u> 【その他】 ・<u>入居時⇒退去（死亡）をカバーするパッケージサービスの検討</u> ・住宅確保要配慮者の相談から住宅へのマッチングを担える窓口の検討	・<u>見守り（安否確認サービスを含む）</u> ・入居後の状況の変化 ・生活困窮者自立支援制度との連携による継続的居住 ・地域社会とのつながりづくり

居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領【千葉県】

（支援法人の指定）

第3条 知事は、法第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の属性に応じ、その支援業務に関する次の各号のいずれかに掲げる業務を行う者を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定するものとする。ただし、地方住宅供給公社法（昭和26年法律第19条3号）に基づく地方住宅供給公社が当該業務を行う場合を除く。

- 一 相談対応（緊急時対応を含む）及び住宅確保要配慮者に対する居住支援サービス（この要領において次号イかへに掲げる業務に係るものをいう。以下「居住支援サービス」という。）のコーディネートに関する業務
- 二 次に掲げる居住支援サービスのいずれかを提供する業務
 - イ 家賃債務保証
 - ロ 安否確認・見守り
 - ハ 緊急連絡先の提供
 - ニ 家財整理・家財処分
 - ホ 死後事務受任
 - ヘ その他知事が認めたもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、法第42条各号に掲げる保証、情報の提供、相談その他の援助又はこれに附帯するもの

大家さんのための単身高齢者受け入れガイド【国土交通省】

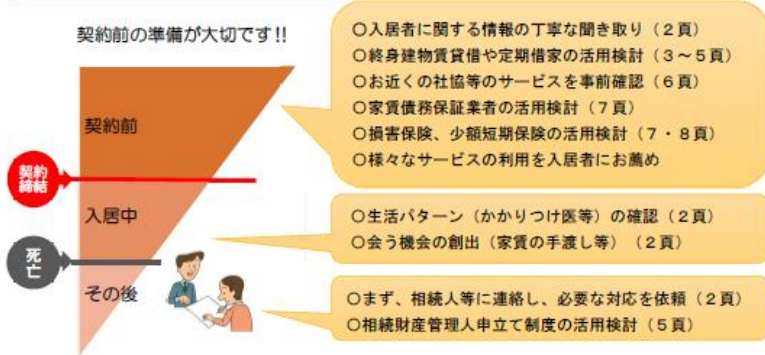
平成31年3月

《大家さんのための》単身入居者の受入れガイド

1. 背景

- 大家さんの中には単身入居者が亡くなり、相続人等が分からない又は支援の期待ができない場合に「居室内の残置物をどう処分したらいいのかわからない」「手続きが煩雑」といった声があります。
- このため、賃貸借契約の終了や残置物の処理に関連する現行法令や制度等にどのようなものがあるかを整理するとともに、様々な工夫や取組をご紹介しますこととしました。
- なお、具体的な対応について迷う場合は、弁護士、司法書士等にご相談ください。

2. 単身入居者受入れの基本的な対応の流れ



【契約前】入居者情報の把握

入居者に関する情報の丁寧な聞き取り、終身建物賃貸借や定期借家の活用検討、お近くの社協等のサービスを事前確認、家賃債務保証業者の活用検討、少額短期保険、損害保険の活用などの検討

- 単身入居者が死亡すると、入居者の有していた賃借権と居室内の残置物の所有権は、その相続人に承継されます。

3-3. 居住支援協議会や居住支援法人等のサービスの活用

- 居住支援協議会や居住支援法人、社会福祉協議会等では、入居者の申込みにより、入居前から死後(契約終了後)に至るまで、様々な支援を行っている場合があります。
- 費用面の支援だけでなく、入居者の入居前から死亡後までトータルで関与してもらうことができるという点から、特に身寄りのない高齢の入居希望者の方に、これらのサービスの利用をお薦めすることも有効な選択肢となります。
- こちらでご紹介しているのは一部の例であり、協議会等ごとにサービスの内容、利用者の要件、納める費用は異なりますので、まずはお近くの協議会等にお尋ねください。

居住支援協議会等の連絡先の一覧

居住支援協議会: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html
居住支援法人: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

入居前のサービス

- 入居前のサービスとして、保証人の引受、契約時の立会い、引越し時の支援を行っている例があります。

取組主体	利用者の要件	サービス内容	費用
A 社会福祉協議会 (居住支援法人)	高齢者、障害者、生活保護受給者などの住宅確保要配慮者	身元保証、滞納家賃保証、原状回復保証、死後事務保証など	加入料（2年毎）2万円、 利用料（毎月）2千円 など

入居中のサービス

- 入居中のサービスとして、見守り、入退院時の付添い、貴重品や現金等の預かりといった支援を行っている例があります。

取組主体	利用者の要件	サービス内容	費用
B 株式会社 (居住支援法人)	高齢者などの住宅確保要配慮者	定期的な安否確認電話や生活相談などの生活支援	初回登録料 1万5千円、 利用料（毎月）約2千円

死後（契約終了後）のサービス

- 死後(契約終了後)のサービスとして、残存家財の処分、葬祭関連、行政諸届の手續といった支援を行っている例があります。

取組主体	利用者の要件	サービス内容	費用
C 居住支援協議会	同居者も含め75歳以上、 子がいぬいこと、など 65歳以上90歳未満、少額短期 保険に加入すること など	葬儀の実施、残存家財の処分 など 葬儀の実施、残存家財の処分 など	契約時 50万円程度（他に 年会費等あり） 毎月3千円～7千5百円

居住支援セミナー（木更津市・東海市）

1/21月

15:00~18:00(受付14:30~)

木更津市

居住支援セミナー

住宅セーフティネット法と入退去支援に伴う家財整理等について

参加費無料

先着60名様
(事前予約制)

不動産管理会社
福祉関係団体
自治体職員

【主催】一般社団法人家財整理相談窓口(千葉県居住支援法人)

【会場】木更津市民総合福祉会館 2階 第1,2研修室

【後援】社会福祉法人木更津市社会福祉協議会、エルズサポート株式会社(千葉県居住支援法人) 【参加対象】不動産管理会社、福祉関係団体、自治体職員

第1部

(15:00~15:45)

●テーマ **新たな住宅セーフティネット制度に係る取組等について**

●内容 新たな住宅セーフティネット制度の概要、各地域の取組状況をご説明します。

●講師 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 安心居住係長 大津 雄一郎 氏

第2部

(15:45~16:10)

●テーマ **木更津市の現状と社協の取組**

●内容 社協の活動を通じた木更津市の課題と、地元不動産店と連携した居住支援

●講師 社会福祉法人木更津市社会福祉協議会 きささづ成年後見支援センター 高木 淳佳 氏

休憩

第3部

(16:20~17:00)

●テーマ **家賃債務保証低廉化補助の活用について**

●内容 賃貸住宅入居支援に関する制度や事例をご紹介します。

●講師 一般社団法人家財整理相談窓口(エルズサポート株式会社) 月川 慶一 氏

第4部

(17:00~17:45)

●テーマ **家財整理・遺品整理の現状**

●内容 遺品整理等の家財整理を取り巻く環境の現状をご説明し、安心して依頼できる業者の見分け方、孤独死への対策をご紹介します。

●講師 一般社団法人家財整理相談窓口(株式会社金田臨海総合) 理事 大邑 政勝 氏

1/30水

14:00~16:15(受付13:30~)

東海市

居住支援セミナー

住宅セーフティネット法と入退去支援に伴う家財整理等について

参加費無料

先着100名様
(事前予約制)

不動産管理会社
不動産オーナー
福祉関係団体
自治体職員

【主催】一般社団法人家財整理相談窓口

【会場】東海市芸術劇場 多目的ホール 東海市大田町下浜田137番地(ユウナル東海内)

【後援】東海市(予定)、エルズサポート株式会社

【参加対象】不動産管理会社、不動産オーナー、福祉関係団体、自治体職員



第1部

(14:00~14:45)

●テーマ **新たな住宅セーフティネット制度に係る取組等について**

●内容 新たな住宅セーフティネット制度の概要、各地域の取組状況をご説明します。

●講師 国土交通省 中部地方整備局 建設部 住宅整備課 住宅ストック活用係長 矢島 康治 氏

第2部

(14:45~15:30)

●テーマ **家財整理・遺品整理の現状**

●内容 遺品整理等の家財整理を取り巻く環境の現状をご説明し、安心して依頼できる業者の見分け方、孤独死への対策をご紹介します。

●講師 一般社団法人家財整理相談窓口(株式会社レリック) 代表理事 神野 敏幸 氏

第3部

(15:30~16:15)

●テーマ **家賃債務保証低廉化補助の活用について**

●内容 賃貸住宅入居支援に関する制度や事例をご紹介します。

●講師 一般社団法人家財整理相談窓口(エルズサポート株式会社) 月川 慶一 氏

居住支援セミナー（横浜市）

不動産管理会社

不動産オーナー

向け

居住支援セミナー

主催:ホームネット株式会社(神奈川県居住支援法人 指定第1号)

共催:一般社団法人家財整理相談窓口

後援:公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

神奈川新聞社

参加費無料

先着70名様
(事前予約制)

9/11火

【会 場】

グランベル横浜ビル 9階 大会議室

横浜市中区山下町252

関内駅より徒歩5分

【参加対象】

不動産管理会社、不動産オーナー

16:30~18:15 (受付16:15~)

第1部

(16:30~17:00)

テーマ

改正住宅セーフティネット法と自治体（横浜市）の支援

内 容

平成29年10月25日に施行された改正住宅セーフティネット法の概要と、横浜市内で利用できる居住支援制度や補助予算等について横浜市のご担当者にご説明いただきます。

講 師

横浜市建築局住宅部住宅政策課 杭瀬 竜太 氏

第2部

(17:00~17:30)

ホームネット株式会社

テーマ

空室対策と既入居者の高齢化に伴うリスク回避策

内 容

住宅確保要配慮者からの住まい探し相談と地元不動産店との連携に取り組む、神奈川県指定居住支援法人としての事業概要と、見守りサービス(あんすまコンバクト)についてをご紹介します。

講 師

ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部 営業二課 課長 種田 聖

第3部

(17:30~18:15)

一般社団法人家財整理相談窓口

テーマ

遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態

内 容

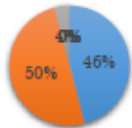
遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態や、安心して依頼できる業者の見分け方などを実例を踏まえてご紹介します。

講 師

一般社団法人家財整理相談窓口 代表理事 神野 敏幸 氏

問5. 第3部「遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態」について、
あてはまる番号を「○」で囲んでください

1. 非常に役に立った	23	46%
2. 役に立った	25	50%
3. どちらともいえない	2	4%
4. 役に立たなかった	0	0%
5. その他	0	0%
	50	100%



- 1. 非常に役に立った
- 2. 役に立った
- 3. どちらともいえない
- 4. 役に立たなかった
- 5. その他

- ◆利用を検討したいと思っています。
- ◆パンフレット文字が小さすぎてみにくいし、認知できない。大きさを3倍にして欲しい。
- ◆お話を伺っていて真剣に取り組んでいる姿勢が強く感じられました。管理物件でも“ない話”ではないので、いざという時はご相談させて頂きたいとおもいます。
- ◆知識が増えました。
- ◆原状回復の工程が理解できた（今までイメージできていなかった）
- ◆全く知らなかった業界のお話が聞けて、非常に興味深かったです。勉強になりました。
- ◆なかなか伺う機会のない話で、とても興味深かった。
- ◆3社見積り等の慎重な業者選びが大切だと感じました。
- ◆家財整理の現状がよく分かりました。

居住支援セミナー（世田谷区）

不動産管理会社

不動産オーナー

向け

世田谷区居住支援協議会セミナー

【主催】世田谷区

【共催】ホームネット株式会社(東京都居住支援法人 指定第1号)

参加費無料

先着70名様

(事前予約制)

11/27火

【会場】三軒茶屋キャロットタワー5F
「世田谷文化生活情報センター」生活工房セミナールームA・B
世田谷区太子堂4-1-1(三軒茶屋駅すぐ)

14:00~16:10 (受付13:45~) 【参加対象】不動産管理会社、不動産オーナー

第1部

(14:00~14:30)

テーマ

世田谷区居住支援協議会の取組

内容

新たな住宅セーフティネット制度の概要と、世田谷区居住支援協議会の取組

講師

世田谷区都市整備政策部住宅課 石田 貴幸 氏

第2部

(14:30~15:10)

ホームネット株式会社

テーマ

空室対策と既入居者の高齢化に伴うリスク回避策

内容

東京都指定居住支援法人として、地元不動産店と連携した空室と住宅確保要配慮者のマッチングする取組

講師

ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部 営業二課 課長 種田 聖

第3部

(15:20~16:10)

一般社団法人家財整理相談窓口

テーマ

遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態

内容

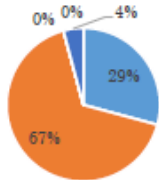
遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態、安心して依頼できる業者の見分け方

講師

一般社団法人家財整理相談窓口 理事 大邑 政勝 氏

問5. 第3部「遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態」について、
あてはまる番号を「○」で囲んでください

1. 非常に役に立った	7	29%
2. 役に立った	16	67%
3. どちらともいえない	0	0%
4. 役に立たなかった	0	0%
5. その他	1	4%
	24	100%



- 1. 非常に役に立った
- 2. 役に立った
- 3. どちらともいえない
- 4. 役に立たなかった
- 5. その他

- ◆遺品整理の現場画像を見ながら、丁寧にご説明いただきありがとうございました。
- ◆業者選びの大切さ及び方法が理解できました。
- ◆内容の説明に誠実さが表れていると感じた。ありがとうございました。
- ◆それぞれのケースがおおよそいくらか位費用が掛かったのか教えてほしいかった。
(遺品整理を依頼したことがあったので参考の為)
- ◆直接的には関係はありませんが参考になりました。

居住支援セミナー（川崎市）

不動産管理会社

不動産オーナー

向け

居住支援セミナー

主催:ホームネット株式会社(神奈川県居住支援法人 指定第1号)
共催:川崎市
後援:一般社団法人家財整理相談窓口

参加費無料
先着90名様
(事前予約制)

12/18火

【会場】

てくのかわさき 第3研修室
川崎市高津区溝口1-6-10
「武蔵溝の口駅」「溝の口駅」徒歩5分

【参加対象】

不動産管理会社、不動産オーナー

第1部

(14:00~14:30)

テーマ

改正住宅セーフティネット法（セーフティネット住宅登録制度）について

内容

平成29年10月25日に施行された改正住宅セーフティネット法の概要と、同法に基づくセーフティネット住宅登録制度の具体的な登録方法等について川崎市の担当から説明いたします。

講師

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

第2部

(14:30~15:00)

ホームネット株式会社

テーマ

空室対策と既入居者の高齢化に伴うリスク回避策

内容

住宅確保要配慮者からの住まい探し相談と地元不動産店との連携に取り組む、神奈川県指定居住支援法人としての事業概要と、見守りサービス(あんずまコンパクト)についてご紹介します。

講師

ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部 営業二課 課長 種田 聖

第3部

(15:00~15:45)

一般社団法人家財整理相談窓口

テーマ

遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態

内容

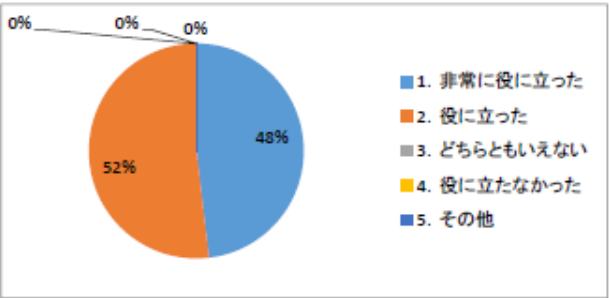
遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態や、安心して依頼できる業者の見分け方などを事例を踏まえてご紹介します。

講師

一般社団法人家財整理相談窓口 代表理事 神野 敏幸 氏

問4. 第3部「遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態」について、

1. 非常に役に立った	13	48%
2. 役に立った	14	52%
3. どちらともいえない	0	0%
4. 役に立たなかった	0	0%
5. その他	0	0%
	27	100%



- ◆大変な現場でのご対応、大変勉強になりました。
- ◆見積り打合せが非常に大切であると感じる。オーナーは基本的に素人であるので工事内容がわからない。追加工事等あとから何とでも言って請求できる世界であると思う。何がガイドラインや、積算刊行物のような市場単価を採用できないか、検討する必要があるのでは？見積に根拠や透明性が生まれ適正化されると思います。
- ◆早めに発見できたら費用もかからずに済むので、対策ができたらいいいと思います。
- ◆今家族でも連絡が取れないケースもあるので、これからはどんどん事故物件になるのをどうやって防ぐのかも考えていく必要があると思った。
- ◆とても関心のある内容でしたので非常に役に立ちました。これから益々需要が増えていく分野だと実感しました。
- ◆空き家の遺品整理が困難なため空き家が解消されない理由になると思うので、そちらの方でも非常に有用なことだと感じました。
- ◆ショッキングな写真だったが実態がよくわかった。

不動産管理会社

福祉関係団体

自治体職員

向け

北区居住支援セミナー

【主催】北区役所

【協力】ホームネット株式会社(東京都居住支援法人指定第1号)

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 北区支部

参加費無料

先着70名様

(事前予約制)

1/22火

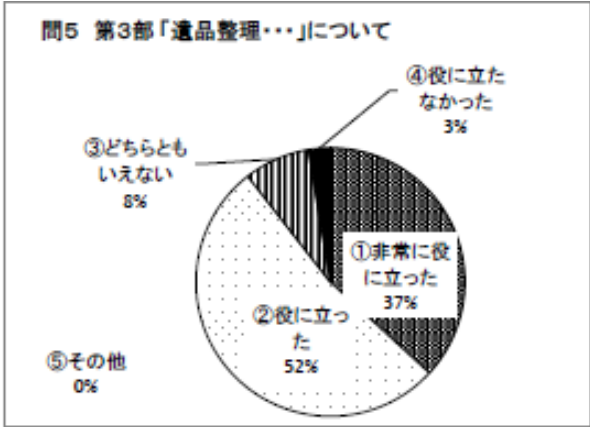
【会場】北とびあ7階 第一研修室

北区王子1-11-1 (王子駅すぐ)

【参加対象】不動産管理会社、福祉関係団体、自治体職員

14:00~16:00 (受付13:30~)

第1部 (14:00~14:20)	
テーマ	新たな住宅セーフティネット制度と居住支援協議会の概要
内容	住宅セーフティネット法に基づく北区居住支援協議会の設立と、新たな住宅セーフティネット制度に関する取り組み
講師	北区まちづくり部住宅課 課長 梶尾 俊介
第2部 (14:20~15:00) ホームネット株式会社	
テーマ	空室対策と既入居者の高齢化に伴うリスク回避策
内容	東京都指定居住支援法人として、地元不動産店と連携し、空室と住宅確保要配慮者をマッチングする取組
講師	ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部 営業二課 課長 種田 聖
第3部 (15:10~16:00) 一般社団法人家財整理相談窓口	
テーマ	家財整理・事故現場の特殊清掃の実態
内容	安心して依頼できる業者の見分け方
講師	一般社団法人家財整理相談窓口 理事 大邑 政勝 氏



問5 第3部「遺品整理・・・」について

不動産関係 安心できる会社の話が聞けたのは良かった。

不動産関係 説明の内容が結構生々しかったので実感がよくわかりました。

不動産関係 年に一度は現場を経験しているので。

行政 特殊清掃業の状況を知ることができ参考になりました。

行政 実にすごい仕事だと思います。でもこれが現実。

行政 特殊清掃のお話など普段は馴染みがないのでとても参考になりました。

行政 特殊清掃の現状はよくわかりました。

その他 具体的な例の話を聞けて、高額費用も納得した。

その他 当社の業務においても昨年孤独死の現場が発生した。とても他人事と思えず実態を拝聴して参考になった。

居住支援セミナー（調布市）

不動産管理会社

不動産オーナー 向け

調布市居住支援セミナー

【主催】調布市居住支援協議会

【共催】ホームネット株式会社(東京都居住支援法人指定第一号)

【後援】一般社団法人家財整理相談窓口

参加費無料

先着60名様

(事前予約制)

2/1金

【会場】調布市文化会館たづくり 8階映像シアター
京王線調布駅下車 中央口徒歩4分
東京都調布市小島町2-33-1

18:00～19:20 (受付17:40～)

【参加対象】不動産管理会社、不動産オーナー

第1部

(18:00～18:15)

テーマ

調布市居住支援協議会の取組

内容

居住支援協議会概要、住まいぬくもり相談室およびぬくもり支援制度等

講師

調布市都市整備部住宅課 久保田 雅史

第2部

(18:15～18:45)

ホームネット株式会社

テーマ

空室対策と既入居者の高齢化に伴うリスク回避策

内容

東京都指定居住支援法人として、地元不動産店と連携し、空室と住宅確保要配慮者をマッチングする取組

講師

ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部 営業二課 課長 種田 聖

第3部

(18:50～19:20)

一般社団法人家財整理相談窓口

テーマ

家財整理・特殊清掃に関して

内容

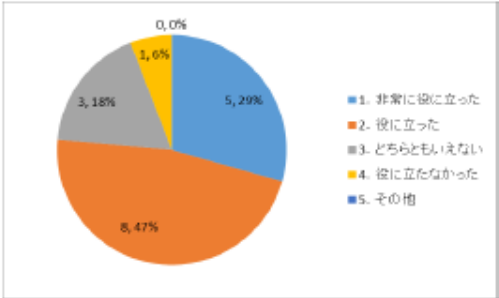
安心して依頼できる業者の見分け方

講師

一般社団法人家財整理相談窓口 理事 林 武廣 氏

問5. 第3部「遺品整理・事故現場の特殊清掃の実態」について、

1. 非常に役に立った	5	29%
2. 役に立った	8	47%
3. どちらともいえない	3	18%
4. 役に立たなかった	1	6%
5. その他	0	0%
	17	100%



- ◆丁度、遺品整理の案件があるので、非常にためになった。相談したい。
- ◆身寄りのない方の孤独死の場合は、大家の負担になってしまうので、保険への補助を行政として実施すべきと思う

不動産管理会社と連携したセミナー開催

高齢化社会に対応した 空室対策・孤独死対策セミナー

第1部 『超孤独死社会』出版記念講演 講師：菅野 久美子 氏



菅野 久美子 (かのの くみこ)
フリーライター

1982年、宮崎県生まれ。大阪芸術大学芸術学部映像学科卒業。出版社で編集者を経て、2005年よりフリーライターに。単著に『大島てるが案内する事故物件めぐりをしてみました』（彰国社）、『孤独死大国』（双葉社）など。



第2部 高齢化社会の賃貸市場への影響と対応策 講師：ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部 種田 聖 氏

第3部 パネルディスカッション 講師：菅野 久美子氏、(株)エツリン 代表取締役 江連 秀夫氏

日時 6月1日(土) 13:30～15:30(13:00開場)

会場 那須マロニエホテル 多目的会議室
住所：那須塩原市井口546-1

定員 先着60名様(事前予約制)

参加費 一般:1,000円
賃貸物件のオーナー様：無料

2019年6月1日

次第

主催 三和きずな会
場所 那須マロニエホテル

テーマ

「高齢化社会に対応した空室対策・孤独死対策セミナー」

司会 事務局 益子泰博

13:00 受付開始

13:30 開会宣言

きずな会副会長 江連秀夫

13:31 会長挨拶

きずな会会長 菊地信之

13:34 講師紹介

13:35 第一部 「超孤独死社会」出版記念講演 講師 菅野久美子氏

14:35 第二部 高齢化社会の賃貸市場への影響と対応策

講師 ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部 種田聖氏

14:55 (休憩)

15:00 第三部 パネルディスカッション

講師 菅野久美子氏 株式会社エツリン 代表取締役江連秀夫氏

15:28 その他 連絡事項等

15:30 閉会宣言

きずな会 富田光一

「孤立死」年1万7000人超

19道県と東京23区 65歳以上が7割

本紙調査

昨年1年間に誰にもみとられず、特定死に達したと推定された「孤立死」の死者は、全国で約1万7000人を超えた。19道県と東京23区で約1万7000人を超えたことがわかった。こうした「孤立死」は、国による全国規模の調査も行われていない。

「孤立死」の法的な定義は、ケスを指すことが多い。明確な定義はなく、遺体発見までの期間や自殺を含むかどうかなどの点で、自治体間では異なる。孤立死が使われることもあるが、孤立死には主観的な意味合いが強く、故人の心情を判断するのは難しい」との指摘がある。複数人が孤立状態で亡くなることもあり、厚生労働省は「孤立死」を用いている。

調査の結果、昨年1年間に19道県と東京23区で孤立死に達した人は計1万7433人(鳥取、広島、山口の各県は孤立死の死者が0人)で、65歳以上が7割超の1万1433人(同)を占めた。これらは地域での死亡者数全体に占める孤立死者の割合は、約30人に1人にあつた。孤立死の死者数は、最も多かったのは東京23区(5582人)、低かったのは佐賀県(212人)だった。19道県と東京23区での全死者数は全体の約38%を占めており、これを基に昨

19道県と東京23区の「孤立死」

道県	人数	死亡者に占める割合
東京23区	4287人	5.58%
神奈川県	2947	3.80
北海道	2155	3.48
静岡県	1019	2.59
広島県	1000	3.33
宮城県	772	3.29
群馬県	646	2.91
岡山県	638	2.96
山口県	630	3.43
岩手県	409	2.41
香川県	362	3.03
奈良県	361	2.56
高知県	354	3.43
和歌山県	335	2.65
滋賀県	298	2.38
山梨県	286	2.99
富山県	275	2.13
徳島県	262	2.65
佐賀県	207	2.12
鳥取県	190	2.58
19道県・東京23区の合計	1万7433人	3.49%

単身高齢者1割を突破

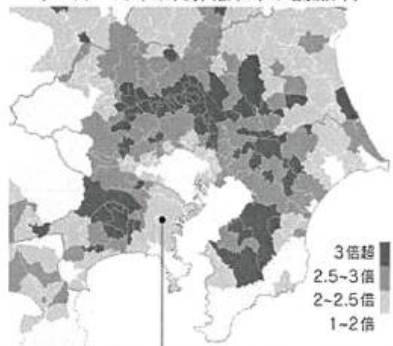
え、一般世帯に占める割合は11.1%に達した。日経新聞は単身高齢者の動向を探るため、全国1741市区町村のデータを独自に分析した。浮かんできたのは高齢化が先行した地方より、大都市での増え方が深刻になっている実態だ。

漂流する社会保障

NIKKEI Investigation

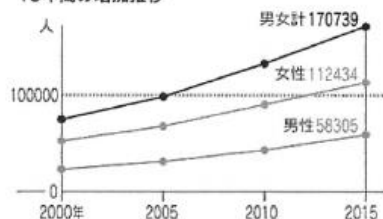
三大都市圏、財政圧迫の懸念 在宅ケア シフト急務

多くの郊外都市では3倍超に
(2000~15年の単身高齢世帯の増加倍率)



神奈川県
横浜市
15年間の増加倍率 2.3倍
2015年の単身高齢者 170,739人

15年間の増加推移



最新の15年国勢調査によると、65歳以上の単身者は00年比9割増の59.3万人。長寿・未婚化の影響で00年時点の予測より5年ほど早い勢いで増

一人暮らしの高齢者が大都市で急増している。日本経済新聞が国勢調査を分析したところ、三大都市圏(1都2府5県)は2000年以降の15年間で2.1倍の289万人に達し、15年に初めて世帯全体の1割を突破した。単身高齢者は介護や生活保護が必要な状態に陥りやすい。社会保障の財政運営が厳しくなる懸念が強まり、在宅を軸に自立した生活を支える「地域包括ケア(3面きよつ)のことはシステム」の構築が急務となる。

(関連記事3面に)

